

上里町 こども未来計画

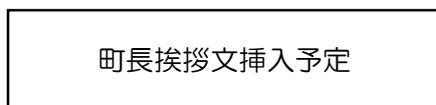
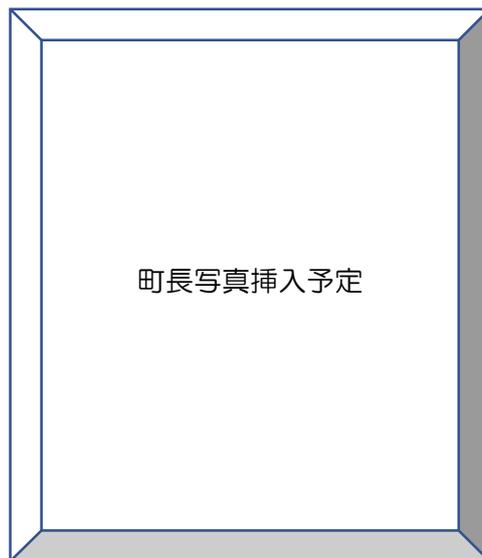
【令和7年度～令和11年度】

(案)

令和7年3月

上里町

はじめに



上里町長 山下博一

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 こども基本法とは.....	2
3 計画の対象.....	2
4 計画の性格.....	3
5 計画の期間.....	3
第2章 こども・若者を取り巻く状況	4
1 こども・若者やこどものいる家庭の状況.....	4
2 教育・保育施設の状況.....	15
3 ニーズ調査結果等に基づく今後の課題.....	19
4 第2期子ども子育て支援事業計画の進捗状況.....	42
第3章 計画の基本理念等	44
1 基本理念.....	44
2 基本的な視点.....	45
3 基本目標.....	45
4 計画の施策体系.....	46
第4章 施策の展開	46
基本目標1 安心してこどもを生き育てることができるまちづくり.....	47
基本目標2 こどもが健やかに成長できるまちづくり.....	48
基本目標3 こども・若者を応援するまちづくり.....	50
基本目標4 こどもの権利が守られ個性を伸ばせるまちづくり.....	52

第5章 教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保（第3期上里町子ども・子育て支援事業計画）… 56

1	教育・保育提供区域の設定……………	56
2	教育・保育の量の見込みと確保方策等……………	56
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保……………	60
4	教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保……………	68
5	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保……………	68
6	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携……………	68
7	労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携…	68
8	幼児教育・保育等の質の確保及び向上……………	68
9	外国につながる幼児への支援・配慮……………	69
10	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施……………	69

第6章 計画の推進に向けて…………… 70

1	推進の体制……………	70
2	計画の達成状況の点検及び評価……………	70

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の令和5年の出生数は約73万人となり、急速に少子化は進んでおり、本町においても、令和4年の出生数は146人と平成27年より56人減少し、全国と同様に少子化が進行している状況です。

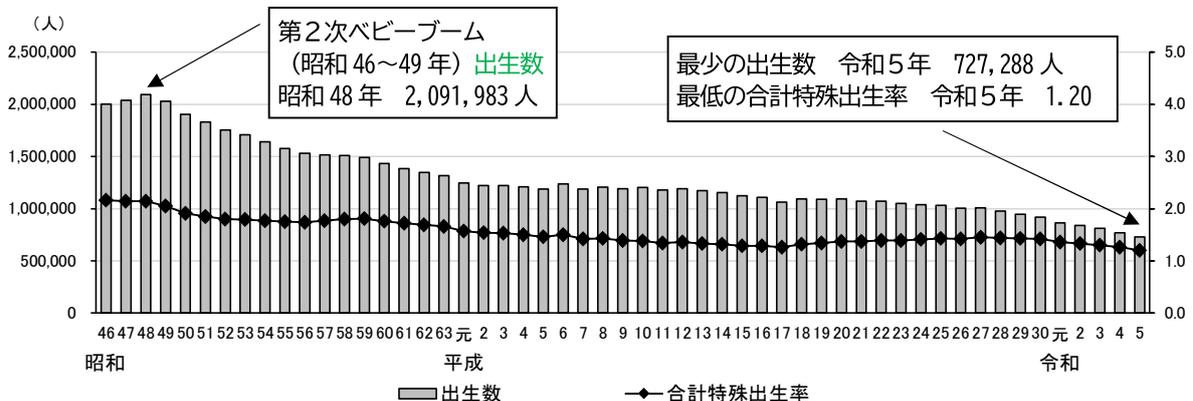
国においては、これまでこどもに関する各般の施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっておらず、一方で、児童虐待相談や不登校の件数が増加するなどこどもを取り巻く状況は深刻となっています。

そのため、国は、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」を発足させました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまでの組織の間でこぼれ落ちていたこどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。同時に、「こども基本法」が施行され、こども施策を総合的に推進するため、令和5年12月には「こども大綱」が閣議決定されたことにより、少子化対策や「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組は、重要事項のひとつとなっています。

令和6年6月には、子ども・子育て支援法の改正法が成立し、児童手当の所得制限を撤廃し、18歳まで対象年齢を引き上げることに加えて、働いていなくても子どもを保育所などに預けられる「こども誰でも通園制度」の創設や、育児休業給付の拡充などが示されています。また、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子どもたち、いわゆる「ヤングケアラー」について、国や地方公共団体等の支援の対象にすることが明記されるなど、あらゆる視点から子ども・子育て支援施策を展開していくことが重要となっています。

こうした背景を踏まえ、「第2期上里町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度末に終了することから、これまでの施策や取組の評価や課題等を踏まえ、さらなる子育て支援の充実を図るとともに、少子化対策や貧困対策、子ども・若者育成支援なども含めたこども施策を総合的かつ一体的に推進するため、「こども基本法」に基づいた「上里町こども計画」を策定します。

図表1 国における出生数と合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計

2 こども基本法とは

「こども基本法」とは、すべてのこどもが健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに関する施策を総合的に進めることを目的としています。

令和5年12月には、国はこども施策を総合的に推進するための「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一体化させた「こども大綱」を閣議決定し、こども基本法第10条において、国の「こども大綱」を勘案した「市町村こども計画」を策定するよう努力義務が課せられています。

「市町村こども計画」は、「子ども・子育て支援法」に基づき策定している「子ども・子育て支援事業計画」等、その他法令の規定により地方公共団体が作成する計画であって、こども施策に関する事項を定めるものと一体の計画として策定できるとされています。

3 計画の対象

本計画は、こども・若者や子育て当事者に関する施策について定めています。本計画で、「こども」とは、こども基本法第2条に基づき「心身の発達過程にある者」とし、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく提供されることを図ります。

「若者」とは、思春期（中学生から概ね18歳まで）及び青年期（概ね18歳以降から30歳未満まで、施策によってはポスト青年期の者も対象）の者としています。

図表2 計画の対象

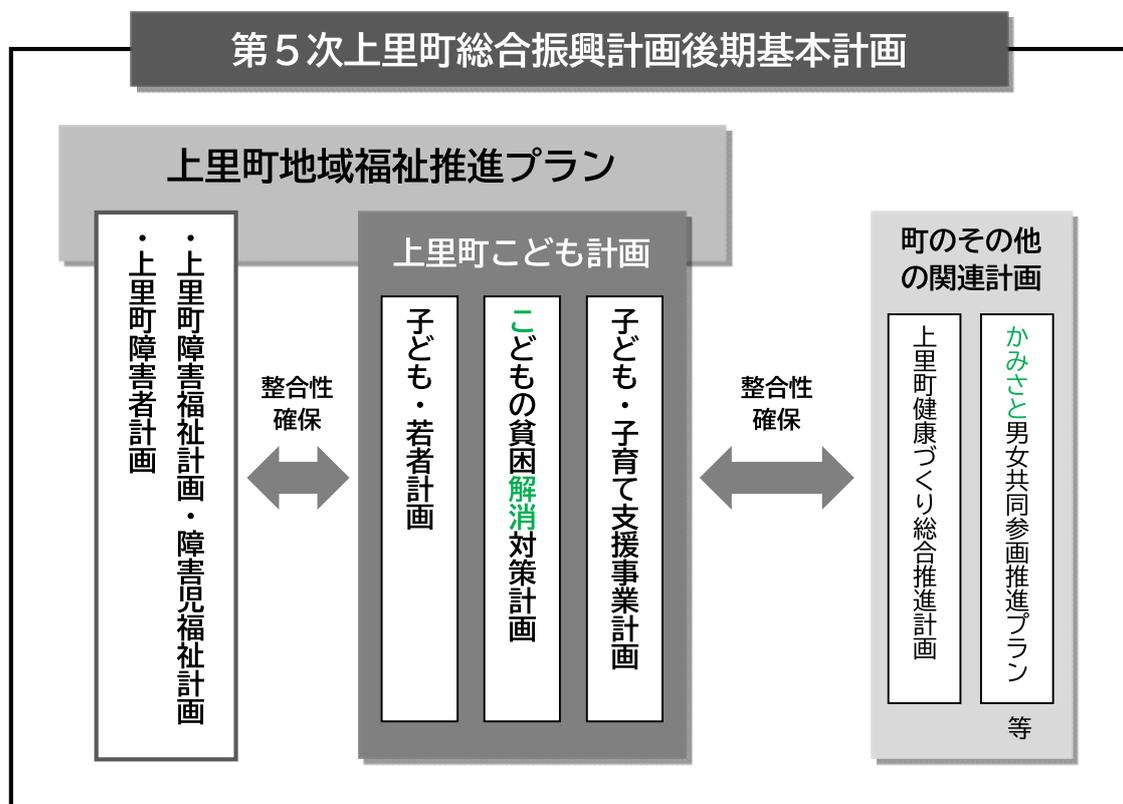
乳幼児期 0歳	学童期 6歳	思春期 12歳	青年期 18歳	ポスト青年期 30歳	→ 40歳
こども					
		若者			

4 計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」を一体の計画として、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として策定したものです。

加えて、本計画の策定にあたっては、町の総合振興計画や地域福祉推進プラン、男女共同参画推進プラン、障害児福祉計画などの上位・関連計画との整合性を持つものとして定めています。

図表3 計画の性格



5 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

第2章 こども・若者を取り巻く状況

1 こども・若者やこどものいる家庭の状況

1-1 人口の推移と推計

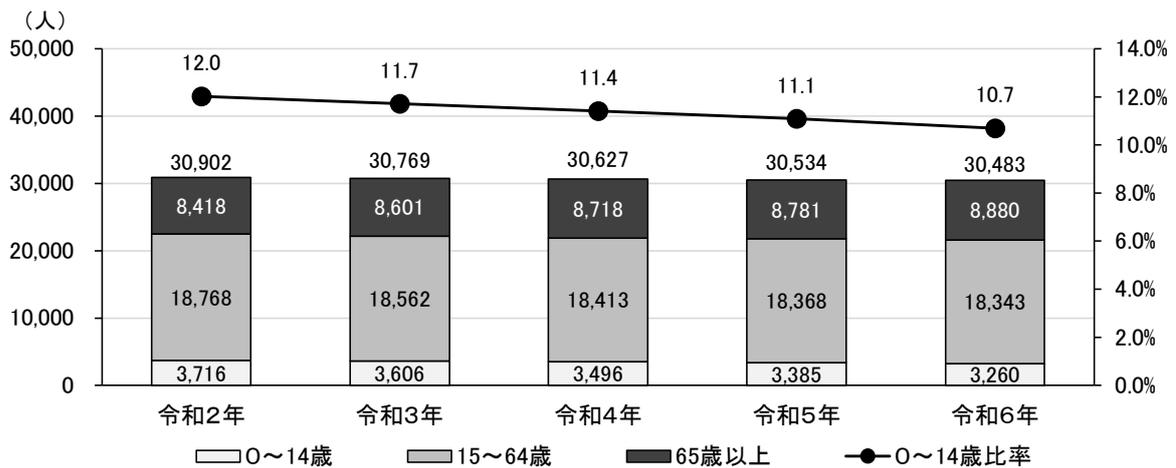
(1) 人口の推移

本町の総人口は、令和6年4月1日現在30,483人となっており、令和2年と比べると419人減少しており、年々減少傾向という状況です。

年齢区分別に見ると、令和6年4月1日現在、年少人口（0～14歳）は3,260人（10.7%）となっており、少子化が進行しています。

世帯数は、令和6年4月1日現在13,571世帯となっており、令和2年と比べると、約650世帯増加している一方、1世帯当たり人員は2.25と減少傾向で、世帯の細分化が進行しています。

図表4 年齢3区分別人口及び0～14歳人口比率の推移（単位：人、%）



	本町					県	国
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年	令和6年
0～14歳	3,716	3,606	3,496	3,385	3,260	844,320	14,385,982
	12.0	11.7	11.4	11.1	10.7	11.4	11.5
15～64歳	18,768	18,562	18,413	18,368	18,343	4,549,633	74,573,387
	60.7	60.3	60.1	60.2	60.2	61.7	59.7
65歳以上	8,418	8,601	8,718	8,781	8,880	1,984,633	35,925,760
	27.2	28.0	28.5	28.8	29.1	26.9	28.8
総人口	30,902	30,769	30,627	30,534	30,483	7,378,586	124,885,129
世帯数	12,922	13,065	13,141	13,383	13,571	3,511,768	60,779,141
世帯人員	2.39	2.36	2.33	2.28	2.25	2.10	2.05

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

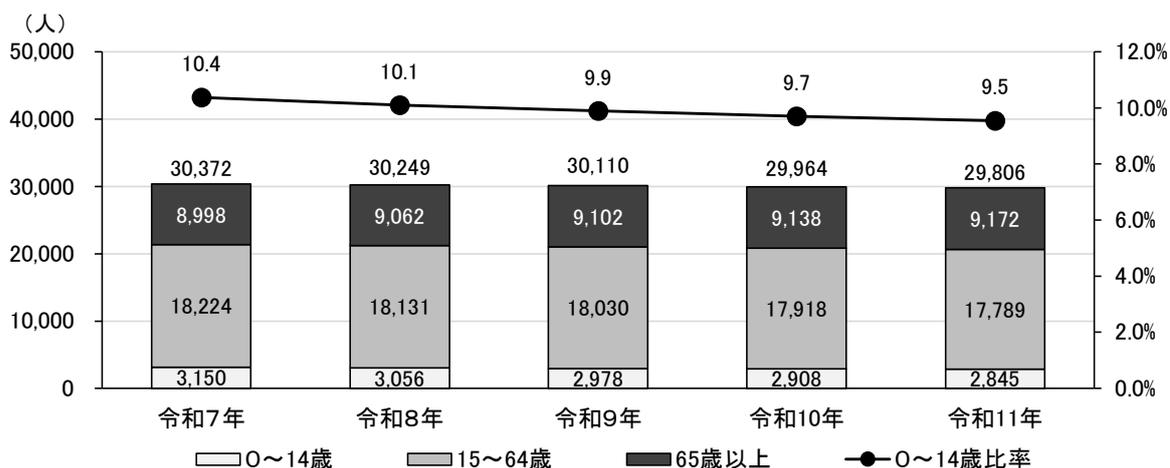
全国及び県は、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和6年1月1日現在）

(2) 人口推計

令和2年から令和6年までの人口の推移を基に算出した人口推計について、総人口は令和10年で3万人を下回り、令和11年には29,806人になることが予測され、令和7年以降も減少傾向となっています。

年齢区分別に見ると、年少人口（0～14歳）は令和9年には3,000人を下回り、令和11年には2,845人（9.5%）となることが予測されています。

図表5 年齢3区分別人口及び0～14歳人口比率の推計（単位：人、%）



	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～14歳	3,150	3,056	2,978	2,908	2,845
	10.4	10.1	9.9	9.7	9.5
15～64歳	18,224	18,131	18,030	17,918	17,789
	60.0	59.9	59.9	59.8	59.7
65歳以上	8,998	9,062	9,102	9,138	9,172
	29.6	30.0	30.2	30.5	30.8

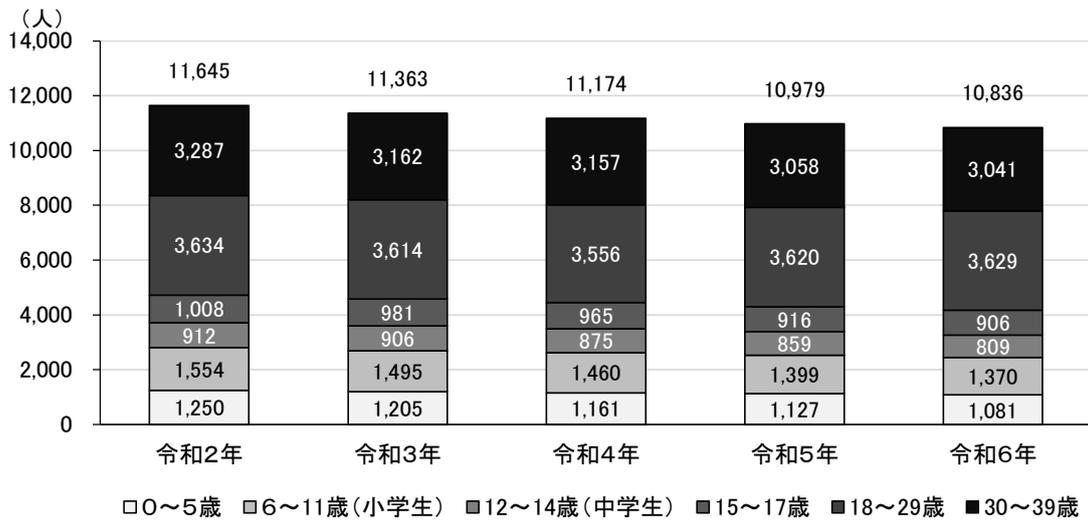
資料：住民基本台帳に基づき算出（各年4月1日現在）

1-2 こども・若者の人口の推移と推計

(1) こども・若者の人口の推移

本町のこども・若者の人口は、令和6年4月1日現在10,836人となっており、令和2年と比べると約800人減少しています。各年齢区分で減少しており、就学前児童（0～5歳）では169人、小学生（6～11歳）では184人の減少となっています。

図表6 こども・若者の人口の推移（単位：人）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

図表7 0～11歳人口の推移（単位：人）

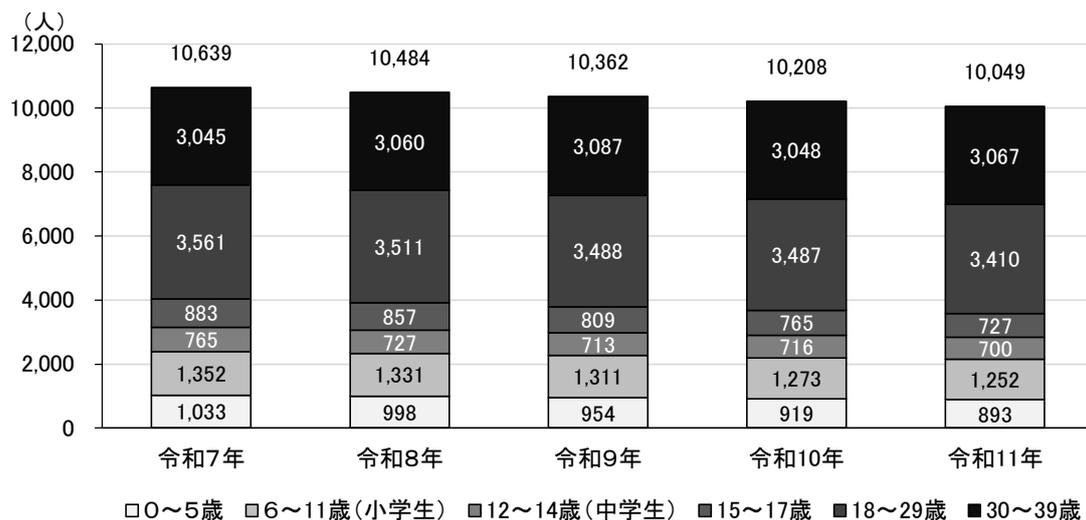
区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	増減 (令和2～6年)
就学前 児童	0歳	184	174	168	159	128	▲56
	1歳	202	193	182	170	167	▲35
	2歳	207	200	190	184	181	▲26
	3歳	190	207	206	187	197	7
	4歳	229	198	207	211	194	▲35
	5歳	238	233	208	216	214	▲24
	小計	1,250	1,205	1,161	1,127	1,081	▲169
小学生	6歳	216	236	237	214	216	0
	7歳	236	218	236	235	208	▲28
	8歳	250	234	224	238	241	▲9
	9歳	271	252	238	226	235	▲36
	10歳	280	275	252	237	230	▲50
	11歳	301	280	273	249	240	▲61
	小計	1,554	1,495	1,460	1,399	1,370	▲184
合計	2,804	2,700	2,621	2,526	2,451	▲353	

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) こども・若者の人口推計

こども・若者の人口推計については、令和11年には10,049人となることが予測され、令和7年と比べると590人減少しています。年齢区分ごとにみても、29歳以下の区分は減少しており、就学前児童（0～5歳）では140人、小学生（6～11歳）では100人の減少となっています。

図表8 こども・若者の人口推計（単位：人）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

図表9 0～11歳人口の推計（単位：人）

区分		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	増減 (令和7～11年)
就学前 児童	0歳	143	142	141	141	139	▲4
	1歳	132	148	147	146	146	14
	2歳	170	135	151	150	149	▲21
	3歳	186	175	139	155	154	▲32
	4歳	201	190	179	142	158	▲43
	5歳	201	208	197	185	147	▲54
	小計	1,033	998	954	919	893	▲140
小学生	6歳	218	205	212	201	189	▲29
	7歳	214	216	203	210	199	▲15
	8歳	212	218	220	207	214	2
	9歳	242	213	219	221	208	▲34
	10歳	236	243	214	220	222	▲14
	11歳	230	236	243	214	220	▲10
	小計	1,352	1,331	1,311	1,273	1,252	▲100
合計	2,385	2,329	2,265	2,192	2,145	▲240	

資料：住民基本台帳に基づき算出（各年4月1日現在）

1-3 世帯構成

本町の一般世帯数は、令和2年10月1日現在11,824世帯と、増加傾向となっています。

これを世帯構成別に見ると、平成22年と比べて、4区分のうち「核家族以外の世帯」が減少する一方、「核家族世帯」、「非親族世帯」、「単独世帯」は増加しています。また、核家族世帯については、「夫婦と子どもからなる世帯」と「男親と子どもからなる世帯」は減少しています。

本町については、県や全国平均と比べると、「核家族世帯」の比率が高く、「単独世帯」の比率が低いのが特徴です。

図表 10 世帯構成の状況（単位：世帯、％）

	本町			県	国
	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 2 年	令和 2 年
一般世帯数※	10,867	11,191	11,824	3,157,627	55,704,949
核家族世帯	7,089	7,323	7,174	1,849,525	30,110,571
	65.2	65.4	60.7	58.6	54.1
夫婦のみの世帯	2,098	2,361	2,521	650,271	11,158,840
	19.3	21.1	21.3	20.6	20.0
夫婦と子どもからなる世帯	3,908	3,779	3,509	911,592	13,949,190
	36.0	33.8	29.7	28.9	25.0
男親と子どもからなる世帯	214	212	201	47,929	738,006
	2.0	1.9	1.7	1.5	1.3
女親と子どもからなる世帯	869	971	943	239,733	4,264,535
	8.0	8.7	8.0	7.6	7.7
核家族以外の世帯	1,432	1,246	1,039	172,704	3,779,018
	13.2	11.1	8.8	5.5	6.8
非親族世帯	122	133	126	32,938	504,198
	1.1	1.2	1.1	1.0	0.9
単独世帯	2,224	2,485	3,178	1,072,139	21,151,042
	20.5	22.2	26.9	34.0	38.0

資料：国勢調査

※不詳を含む

子どもがいる世帯の推移を見ると、令和2年10月1日現在、6歳未満親族がいる一般世帯が867世帯、18歳未満親族がいる世帯が2,546世帯となっており、いずれも減少傾向となっています。

図表 11 子どものいる世帯の状況（単位：世帯、％）

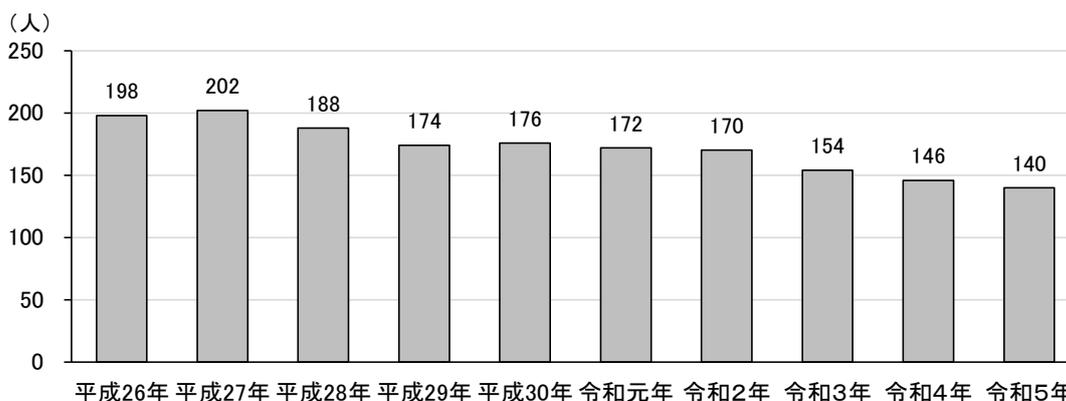
	本町			県	国
	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 2 年	令和 2 年
一般世帯数	10,867	11,191	11,824	3,157,627	55,704,949
6歳未満親族のいる一般世帯数	1,319	1,062	867	245,976	4,224,286
	12.1	9.5	7.3	7.8	7.6
18歳未満親族のいる一般世帯数	3,249	2,962	2,546	632,575	10,733,725
	29.9	26.5	21.5	20.0	19.3

資料：国勢調査

1-4 出生数及び合計特殊出生率

本町の出生数は、令和5年が140人で、増減はあるものの減少傾向となっています。
また、出生数の増減率は、県や全国平均を上回る減少率（▲29.3%）となっています。

図表 12 過去 10 年の出生数（単位：人）



資料：人口動態統計

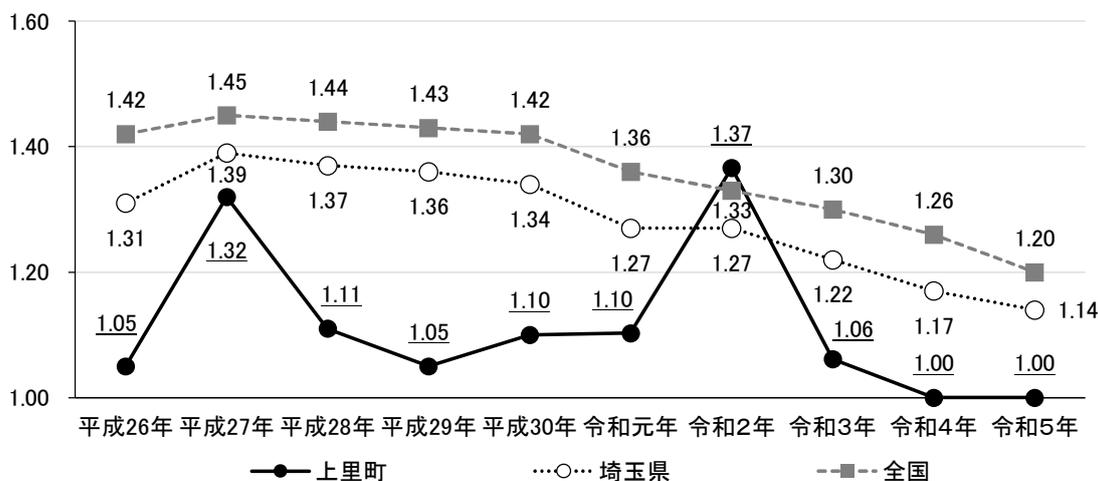
図表 13 出生数の増減率の国・県との比較（単位：人、%）

区分	平成 26 年	令和 5 年	増減率 (平成 26 年～令和 5 年)
本町	198	140	▲29.3
県	55,765	42,108	▲24.5
全国	1,003,539	727,288	▲27.5

資料：人口動態統計

本町の合計特殊出生率は、令和5年が1.00で、県や全国平均と比較すると令和2年を除くすべての年で下回っています。

図表 14 過去 10 年の合計特殊出生率



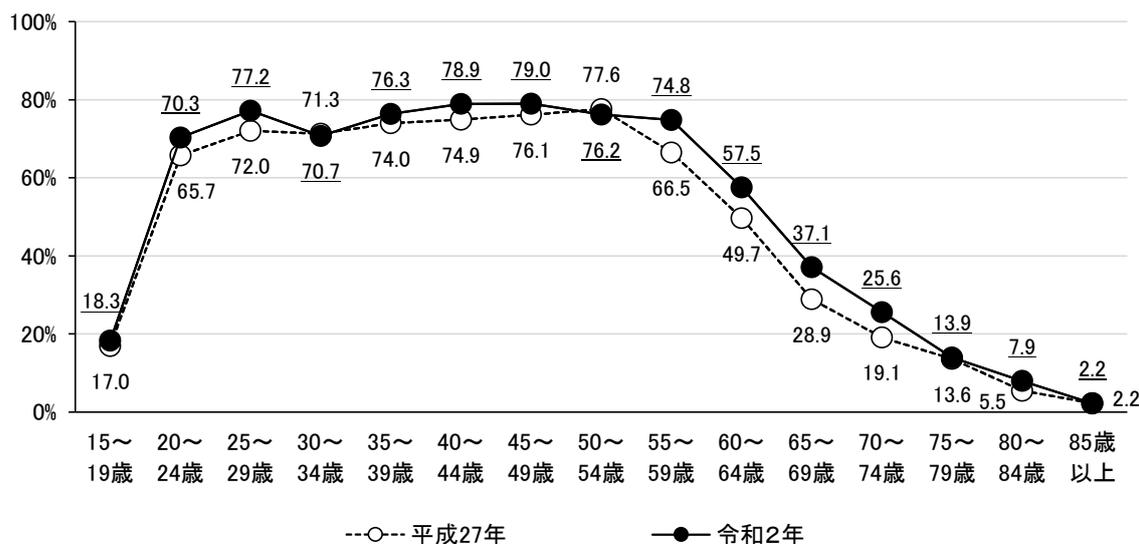
資料：人口動態統計

1-5 女性の就業率

女性の就業率は、令和2年は、平成27年と比べて、20代と35～49歳で上昇したのに対し、30～34歳はわずかに低下したため、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描いていますが、県や全国平均と比較しても、各年代の就業率は高い水準となっています。

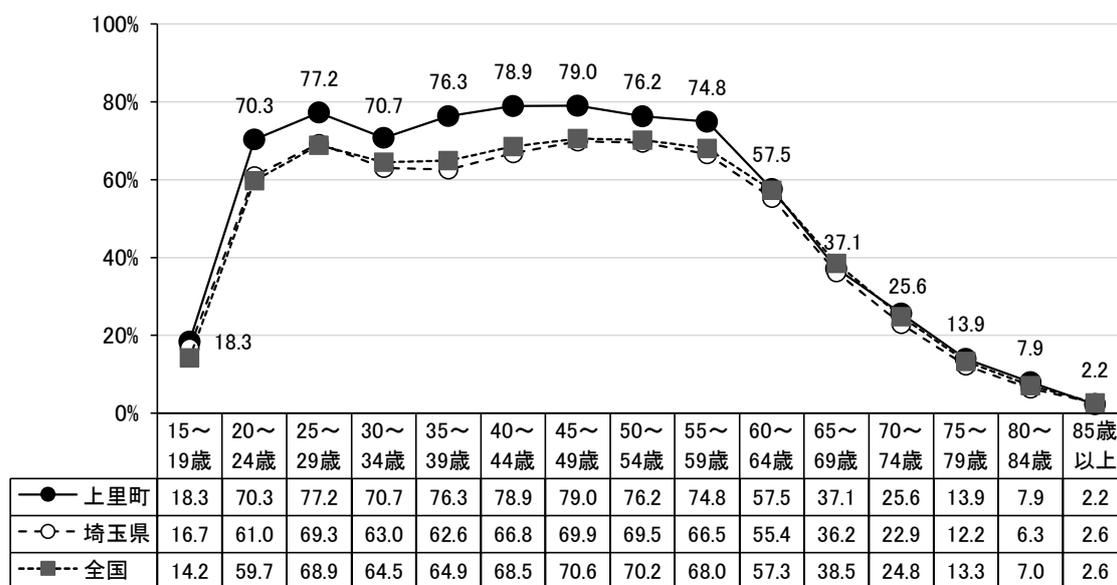
また、25～44歳女性の就業率は、本町は76.1%と、県の65.4%、全国の66.7%を上回る水準となっています。

図表 15 女性の就業率（単位：％）



資料：国勢調査

図表 16 令和2年の女性の就業率（県及び全国平均との比較）（単位：％）



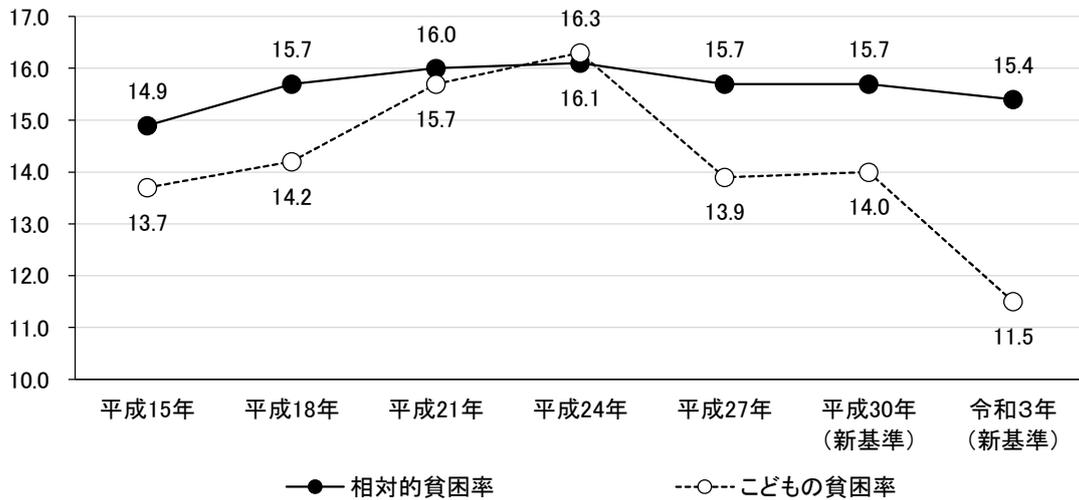
資料：国勢調査

1-6 子どもの貧困の状況

(1) こどもの貧困率

日本のこどもの貧困率は、11.5%と近年減少していますが、いまだ10人に1人のこどもが貧困状態にあるとされています。こうした環境で育つこどもは、医療や食事、学習、進学などの面で極めて不利な状況に置かれ、将来も貧困から抜け出せないなど危惧されています。

図表 17 こどもの貧困率の推移（単位：％）



資料：国民生活基礎調査

相対的貧困率：所得中央値の一定割合（50%が一般的。いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていない者の割合。

こどもの貧困率：こども全体に占める、貧困線に満たないこどもの割合。

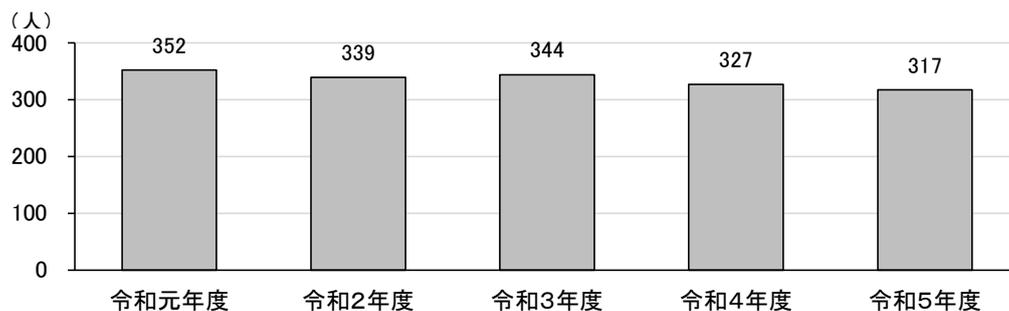
※本人の収入ではなく、その子が属する世帯の可処分所得をもとに計算。

※「新基準」は、OECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたもの

(2) 児童扶養手当受給者数の推移

本町の児童扶養手当受給者数は、減少傾向にあり令和5年度では317人となっています。

図表 18 児童扶養手当の受給者数（全部支給・一部支給対象者）の推移（単位：人）

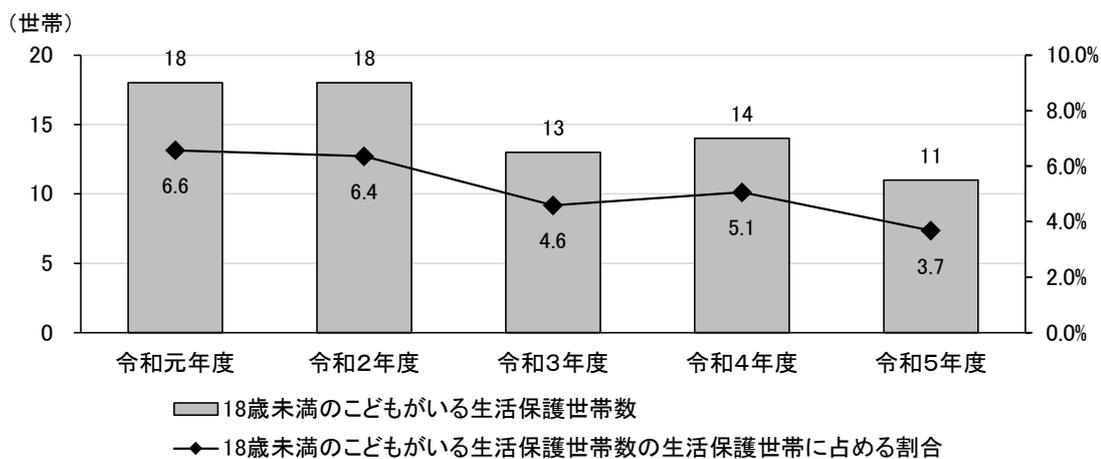


資料：●●

(3) 生活保護受給世帯数の推移

本町の18歳未満の子どもがいる生活保護世帯数は、増減はあるものの減少傾向にあり、生活保護世帯に占める割合も減少傾向となっています。

図表 19 18歳未満の子どもがいる生活保護世帯数の推移（単位：世帯、%）



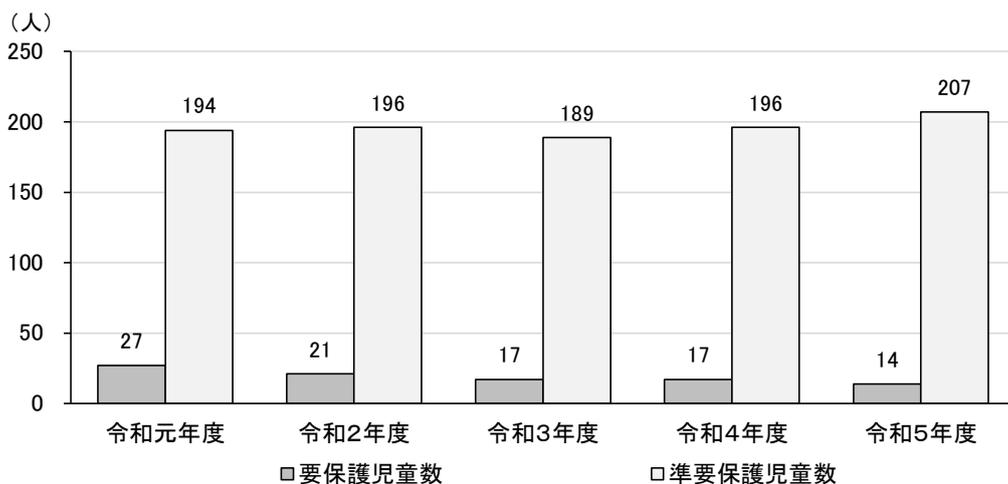
資料：●●

(4) 就学援助認定者数及び認定率の推移

本町の小学校の就学援助認定者数は、令和5年度には要保護児童数が14人、準要保護児童数が207人となっており、要保護児童数は減少傾向、準要保護児童数は増加傾向となっています。

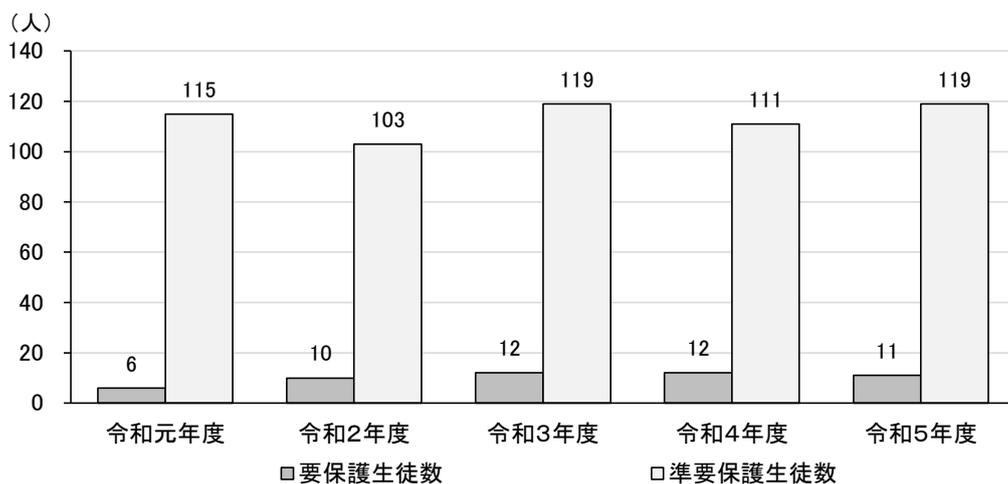
また、中学校の就学援助認定者数では、令和5年度には要保護生徒数が11人、準要保護生徒数が119人となっており、要保護生徒数は増加傾向、準要保護生徒数は概ね横ばいで推移しています。

図表 20 小学校における就学援助認定者数の推移 (単位：人)



資料：●●

図表 21 中学校における就学援助認定者数の推移 (単位：人)



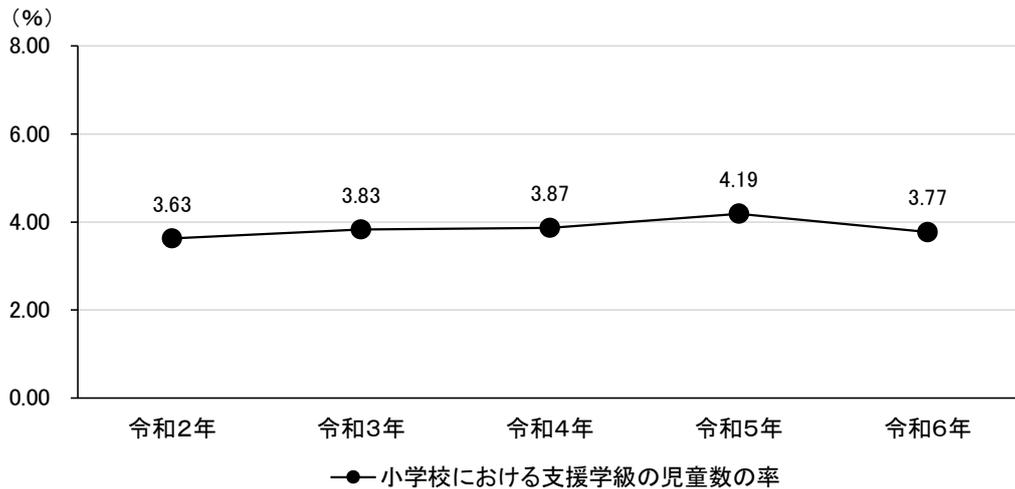
資料：●●

1-7 配慮が必要な子どもの状況

本町の小学校における支援学級の児童数の割合は、令和6年には3.77%となっており、概ね横ばいで推移しています。

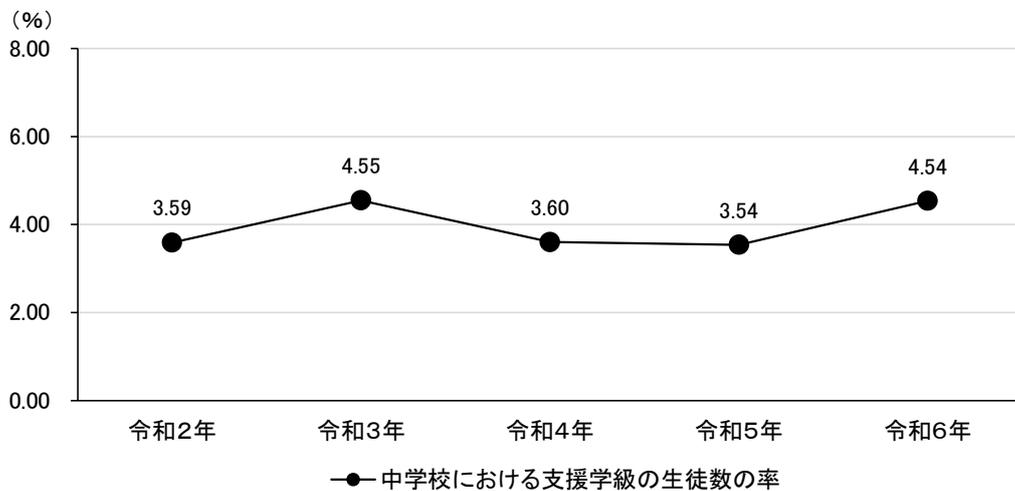
また、中学校における支援学級の生徒数の割合は、令和6年には4.54%となっており、増減はあるものの、令和4年、令和5年よりも高い水準となっています。

図表 22 小学校における支援学級の児童数の割合の推移（単位：％）



資料：●●

図表 23 中学校における支援学級の生徒数の割合の推移（単位：％）



資料：●●

2 教育・保育施設の状況

2-1 保育所等

本町には、令和6年4月1日現在、公立保育所が1園、私立保育所が5園、私立の認定こども園が1園、計7園設置されており、定員数は合計で675人（認定こども園の幼稚園部分を除いた定員は660人）となっています。

また、町内には、令和6年4月1日現在、認可外保育施設が1園あり、定員数は12人となっています。

図表 24 保育所等の状況（令和6年4月1日現在）

施設名	住所	定員	一時保育	障害児保育
町立空の杜保育園	七本木 5592	70	○	○
萌美チェリッシュこども園※	金久保 1560	115 (100)	○	○
ひまわり保育園	七本木 3398-1	140	×	○
安盛保育園	神保原町 263-10	110	×	○
めぐみ保育園	神保原町 1016	70	○	○
れいんぼー保育園	七本木 3706-22	60	○	○
上里町かがやき保育園	七本木 1706-1	90	○	○
合計		675 (660)		

資料：子育て共生課

※萌美チェリッシュこども園の定員は幼稚園部分(15人)を含む

図表 25 認可外保育施設の状況（令和6年4月1日現在）

施設名	住所	定員	保育時間
キッズステーション・上里	金久保 482-1	12	9：30～21：00

資料：子育て共生課

保育所等の在園児数は、令和2年の709人から、令和6年には692人に減少しています。

図表 26 在園児数の推移（各年4月1日現在）（単位：人、所）

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
在園児数	0歳	23	23	21	24	21
	1歳	109	105	109	102	102
	2歳	122	124	116	135	123
	3歳	135(10)	135(10)	155(11)	135(16)	145(7)
	4歳	170(9)	141(7)	136(9)	157(8)	137(16)
	5歳	150(6)	177(9)	158(11)	139(9)	164(8)
	計	709(25)	705(26)	695(31)	692(33)	692(31)
保育所等数	7	7	7	7	7	

資料：子育て共生課

※()内は教育認定の内数

2-2 幼稚園

本町には、令和6年5月1日現在、私立幼稚園が2園設置されています。

なお、私立幼稚園は設置者の教育方針により、対象年齢や教育内容、保育時間、保育日数は独自に設定しています。

図表 27 幼稚園の状況（令和6年5月1日現在）（単位：人）

施設名	住所	定員	入園児数
上里幼稚園	七本木 3293-4	240	108
神保原幼稚園	神保原町 459-1	65	16
合計		305	124

資料：学校教育課

2-3 小学校

本町には、令和6年5月1日現在、小学校が5校設置されています。

児童総数は、令和6年5月1日現在1,350人と、令和2年と比べて190人の減少となっています。

図表 28 小学校児童数、学級数の推移（各年5月1日現在）（単位：人）

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
学校数	5	5	5	5	5
学級数	67(15)	66(15)	64(16)	63(16)	59(13)
児童総数	1,540	1,487	1,444	1,382	1,350
1年生	214(3)	236(5)	233(1)	209(8)	214(6)
2年生	230(6)	216(6)	235(9)	232(4)	203(8)
3年生	249(15)	230(8)	222(8)	236(12)	239(6)
4年生	269(15)	250(16)	232(8)	224(9)	233(14)
5年生	276(6)	274(15)	249(16)	232(8)	227(9)
6年生	302(11)	281(7)	273(14)	249(17)	234(8)

資料：学校基本調査

※学級数の()内は、総学級数の中の特別支援学級数
 ※児童数の()内は、総人数の中の特別支援学級の児童人数

2-4 中学校

本町には、令和6年5月1日現在、中学校が2校設置されています。

生徒総数は、令和6年5月1日現在770人と、令和2年と比べて約100人の減少となっています。

図表 29 中学校生徒数、学級数の推移（各年5月1日現在）（単位：人）

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
学校数	2	2	2	2	2
学級数	30(6)	31(8)	28(6)	29(7)	28(7)
生徒総数	863(31)	857(39)	833(30)	818(29)	770(35)
1年生	276(13)	291(12)	269(7)	261(12)	240(16)
2年生	288(13)	276(13)	289(10)	269(7)	261(12)
3年生	299(5)	290(14)	275(13)	288(10)	269(7)

資料：学校基本調査

2-5 児童館

本町には、令和6年度現在、児童館が5館設置されており、健全な遊びを提供し、豊かな情操を育むこと、子育て支援を行うことを目的としています。

開館時間は、各館とも午前9時～午後5時30分まで、休館日は、日曜日となっています。

図表 30 児童館

施設名	住所
七本木児童館	七本木 393
上里町東児童館	七本木 1800-3
長幡児童館	長浜 977-1
神保原児童館	神保原町 1393
賀美児童館	金久保 889

資料：子育て共生課

2-6 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、保護者が就労等により、昼間家庭にいない、小学校に在学する児童を対象に、放課後の児童の保育を行い、児童の健全育成を図ります。

本町では、令和6年5月1日現在、9クラブ整備されており、定員は合計で395人となっています。

図表 31 放課後児童クラブ（令和6年5月1日現在）

クラブ名	住所	利用時間	定員
七本木小学校放課後児童クラブ	七本木 455	平日 放課後～18:45 土曜日 9:00～18:45 夏休み等 7:30～18:45	40
上里町東児童館放課後児童クラブ	七本木 1800-3	平日 放課後～18:30 土曜日 9:00～18:30 夏休み等 7:30～18:30	65
長幡小学校放課後児童クラブ	藤木戸 145	平日 放課後～18:45 土曜日 9:00～18:45 夏休み等 7:30～18:45	40
神保原児童館放課後児童クラブ	神保原町 1393	平日 放課後～18:30 土曜日 9:00～18:30 夏休み等 7:30～18:30	40
賀美児童館放課後児童クラブ	金久保 889	平日 放課後～18:30 土曜日 9:00～18:30 夏休み等 7:30～18:30	50
風の子クラブ	神保原町 1306-1	平日 11:00～18:45 土曜日 7:40～18:45 夏休み等 7:40～18:45	40
ちびっこクラブ	七本木 3183-3	平日 11:00～18:30 土曜日 7:30～18:30 夏休み等 7:30～18:30	40
げんきクラブ	七本木 1534-1	平日 12:00～19:00 土曜日 7:30～19:00 夏休み等 7:30～19:00	40
上里町輝き児童クラブ	七本木 1706-1	平日 11:00～18:45 土曜日 8:00～16:00 夏休み等 7:30～18:45	40
合計			395

資料：子育て共生課

2-7 放課後等デイサービス事業所

放課後等デイサービス事業所は、心身の発達に不安のある就学児童・生徒が授業終了後又は休日に、通所による集団療育を行い、自主性と社会性を高め日常生活への適応能力の増進を図る施設です。

本町では、令和6年度現在、2事業所が整備されており、定員は合計で20人となっています。

図表 32 放課後等デイサービス事業所

名称	住所	対象	定員
エールかみさと	神保原町 416-2	小学生から高校生	10
まなびや	金久保 175-3	小学生から高校生	10

資料：町民福祉課

2-8 こども家庭センター及び子育て支援センター

本町では、子どもや子育て世帯、妊産婦を対象に医療・福祉・保育・教育などの多方面から継続して一体的な支援を行う場所として、こども家庭センターを設置し、子育て世帯などに対する一体的な切れ目のない支援を実施しています。こども家庭センターは、従来の母子健康を担う「子育て世代包括支援センター」と児童福祉を担う「こども家庭総合支援拠点」の二つの機能を統合した施設で、令和6年4月施行の改正児童福祉法により新設されました。

また、子育て支援センターを2か所設置しており、子育て家庭に対する育児不安等について相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育ニーズに応じた事業の充実及び家庭で保育を行う人への育児支援を図る施設で、対象者は、就園前の乳幼児とその保護者です。

図表 33 こども家庭センター及び子育て支援センター

名称	開設場所	開設曜日・時間
こども家庭センター	上里町子育て共生課	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
	上里町保健センター	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
崩美子育てサークル 「もえみっこくらぶ」	崩美チェリッシュこども園	毎週火・水・木曜日 第4金曜日 午前10時～午後3時
子育て支援センター 「こむぎっちクラブ」	長幡児童館	毎週月・水・金曜日 午前9時30分～午後3時30分

資料：子育て共生課

3 ニーズ調査結果等に基づく今後の課題

3-1 ニーズ調査の概要

(1) 上里町子ども・子育て支援事業計画策定ニーズ調査

本計画を策定するにあたり、保育や子育て支援サービスなどのニーズ量の把握とともに、子育て世帯の就労実態や要望などを把握し、計画策定の基礎資料とするため、就学前児童及び小学生の保護者を対象に調査を実施しました。

【調査の種類と対象者】

調査区分	調査対象者
就学前児童保護者	上里町内在住の未就学児を持つ保護者
小学生保護者	上里町内在住の小学生の児童を持つ保護者

【調査実施概要】

- 調査方法：郵送配布・郵送回収およびWEB回答
- 調査期間：令和6年2月23日（金）から3月15日（金）まで

【回収結果】

調査区分	調査票配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者	900件	419件 (うちWEB回答：243件)	46.6%
小学生保護者	600件	267件 (うちWEB回答：135件)	44.5%

(2) 上里町こども・若者の意識と生活に関する調査

本計画を策定するにあたり、家や学校・職場での様子、将来の希望などについて、こども・若者の声を聴き、計画策定の基礎資料とするため、小・中学生及び町内在住の15歳～29歳の若者を対象に調査を実施しました。

【調査の種類と対象者】

調査区分	調査対象者
小・中学生	上里町内の小・中学校に通う児童生徒（小学4年生～中学3年生）
15歳～29歳の若者	上里町内在住の15歳～29歳の若者

【調査実施概要】

- 調査方法：WEB回答
- 調査期間：令和6年9月17日（火）から10月15日（火）まで

【回答結果】

調査区分	調査対象者数	有効回答数	有効回答率
小・中学生	1,466人	1,281件	87.38%
15歳～29歳の若者	1,000人	154件	15.4%

3-2 今後の課題と主な調査結果

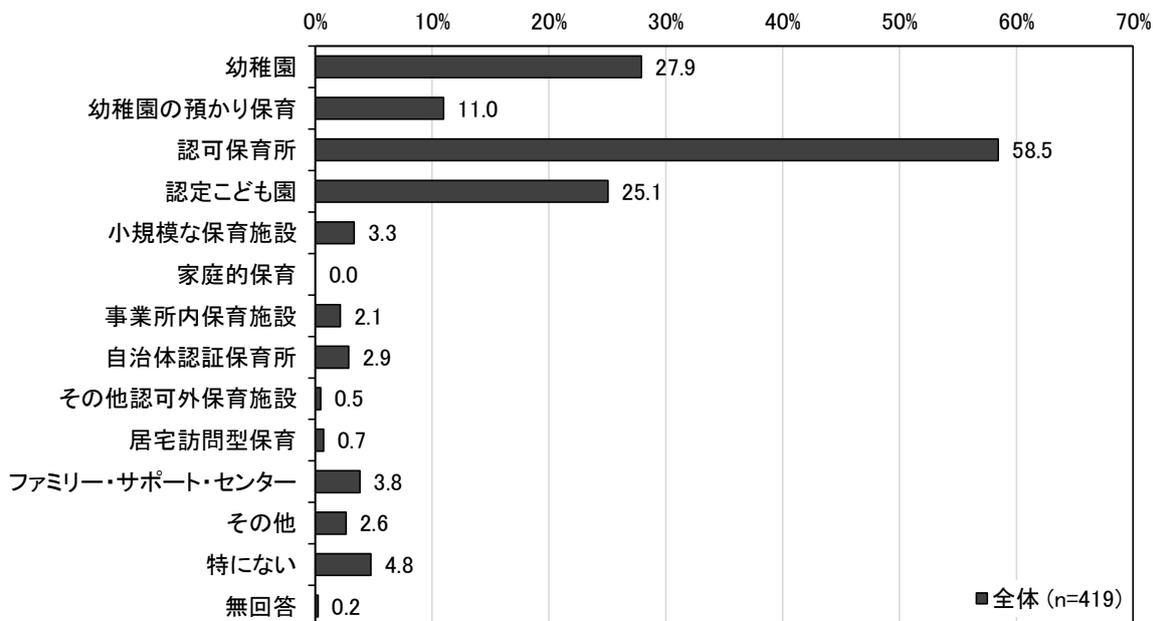
- 本町の子育て環境が整っていると思う理由として、仕事と子育ての両立のしやすさや地域住民同士の支え合いを挙げる保護者が比較的多い一方、「経済的支援の充実」「小児医療体制の充実」「乳幼児の遊び場の整備」がまちづくりにおいて求められている状況です。
- 自宅近くの教育・保育事業の利用を希望される方が多い状況を踏まえるとともに、女性就業率の上昇や共働き世帯の増加等、教育・保育ニーズへの影響を考慮し、需要に応じた教育・保育の提供体制の確保に努める必要があります。
- 女性就業率の上昇や共働き世帯の増加は、放課後児童クラブの利用ニーズにも影響が大きいいため、放課後児童クラブを含めた子どもの居場所の検討が必要です。小・中学生の居場所としては、「好きなことをして自由に過ごせる場所」「いつでも行きたいときに行ける場所」などが求められています。
- 同年齢の子どもを持つ者同士の相談・情報交換の場や何でも相談できる総合相談窓口などを希望する方が多いことから、こども家庭センターの周知と利用促進が課題です。
- 小・中学生や若者では、悩みごとなどについて、誰にも相談したり、助けてもらったりしようと思わないという人も一定数いることから、一人で悩みや不安を抱え込まないよう、支援が求められます。
- まわりの人とのつき合いがうまくいかなかったことなどがきっかけで、家からあまり出なくなったという小・中学生が一定数いることから、そのような人へのサポートやいじめの防止、不登校等への支援の強化などが求められます。
- 小・中学生や若者で、本来大人が担うと想定される家事や家族のお世話をした経験があるという人が一定数いることから、学業や進学への影響や身体的・精神的負担に配慮した支援が求められます。
- 15歳～29歳の若者では、経済的な困窮で悩んでいたり、実際に経済的に困っていたことがあるという人が1割以上います。結婚していない理由としてお金に不安があるという人も2割程度いることから、子ども・若者が将来に希望を持ち、安心して暮らせるための支援が必要です。
- 小・中学生や若者が考える、よりよいまちにするための意見の提案方法は、アンケート調査などへの回答という方法が多く挙げられており、若者にとっては、メールやSNSも手法の一つとして挙げられています。

(1) 未就学児保護者調査の主な結果

◇平日の定期的な教育・保育事業の利用

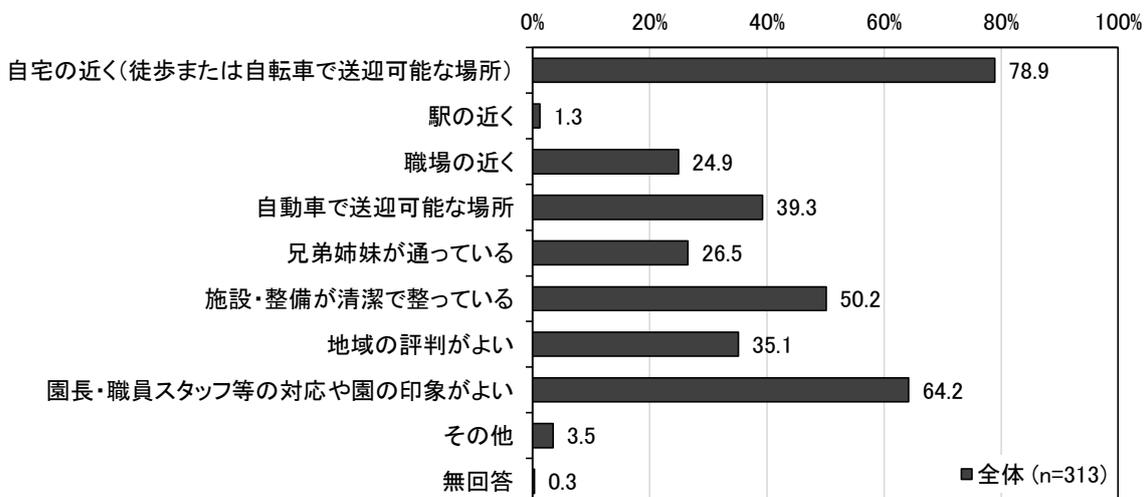
定期的にご利用したい平日の教育・保育事業は、「認可保育所」が58.5%と最も高くなっています。次に、「幼稚園」が27.9%、「認定こども園」が25.1%、「幼稚園の預かり保育」の割合が11.0%と続いています。

図1 今後、平日に定期的にご利用したいと考えている事業【複数回答】



教育・保育事業を選ぶ際に重視するものは、「自宅の近く（徒歩または自転車で送迎可能な場所）」が78.9%と最も高くなっています。次に、「園長・職員スタッフ等の対応や園の印象がよい」が64.2%、「施設・整備が清潔で整っている」が50.2%となっています。

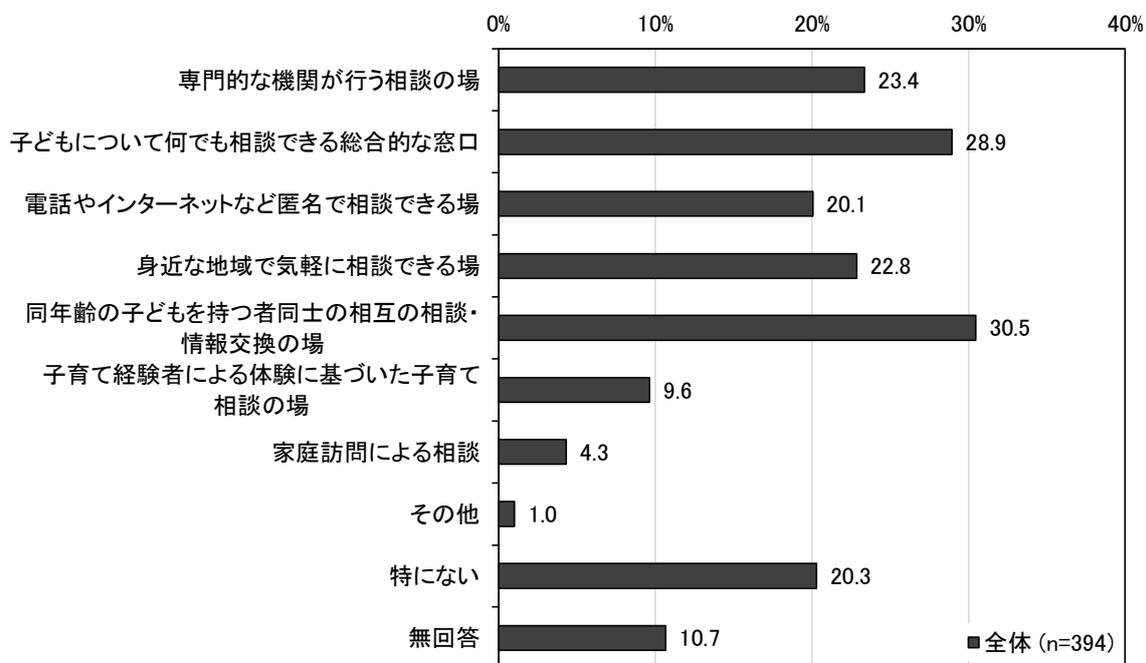
図2 利用する教育・保育事業を選ぶ際に重視するもの【複数回答】



◇子育てについての望ましい相談場所

子育てについての望ましい相談場所は、「同年齢の子どもを持つ者同士の相互の相談・情報交換の場」が30.5%と最も高くなっています。次に、「子どもについて何でも相談できる総合的な窓口」が28.9%、「専門的な機関が行う相談の場」が23.4%となっています。

図3 子育てについての望ましい相談場所【複数回答】



◇小学校就学後の放課後の過ごし方

小学校就学後の放課後の過ごし方については、小学校低学年（1～3年生）のときは、「自宅」が42.3%と最も高くなっています。次に、「放課後児童クラブ」が39.7%、「習い事・塾・スポーツクラブ」「児童館」が21.8%となっています。

小学校高学年（4～6年生）のときは、「自宅」が64.1%と最も高くなっています。次に、「習い事・塾・スポーツクラブ」が35.9%、「放課後児童クラブ」が26.9%となっています。

図4 小学校低学年（1～3年生）の放課後の過ごし方の意向【複数回答】

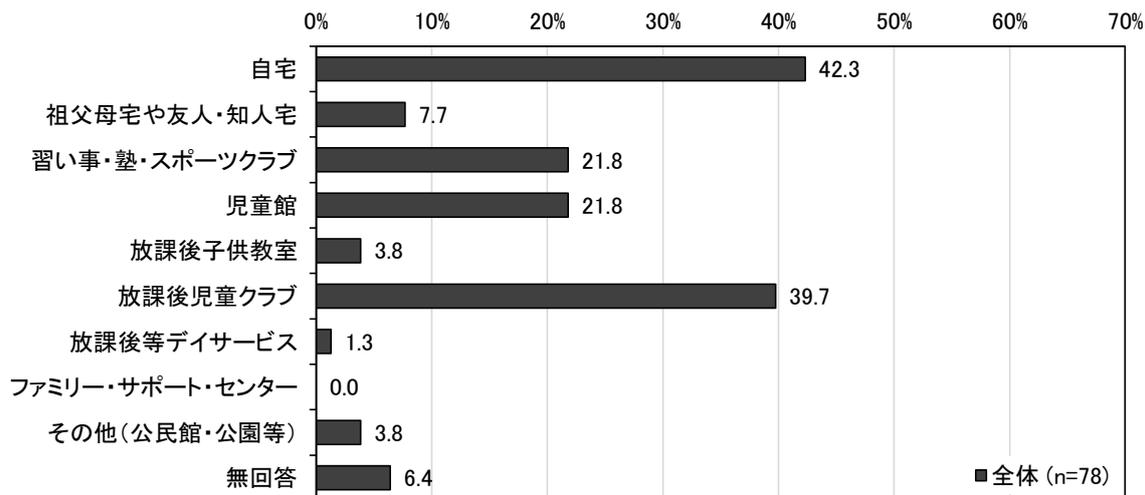
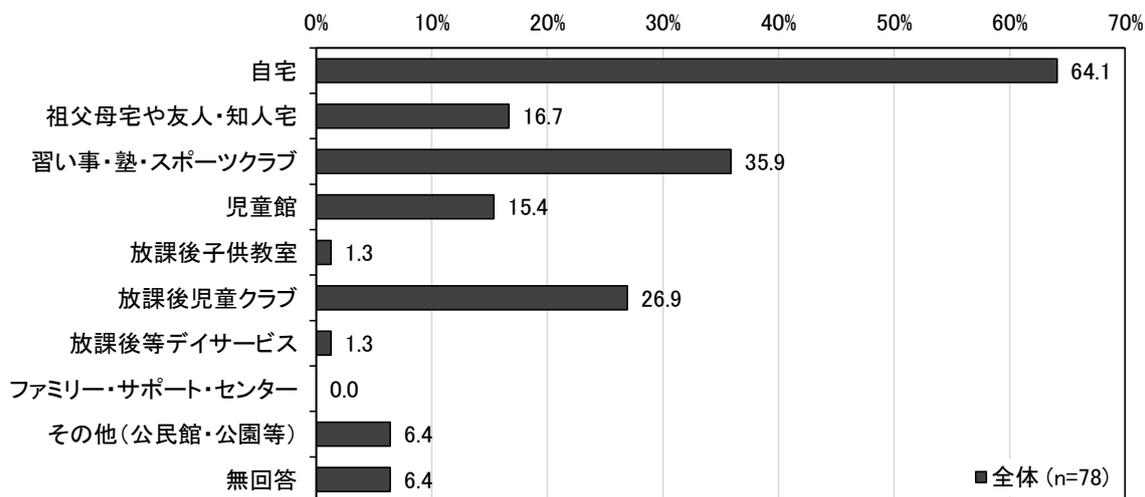


図5 小学校高学年（4～6年生）の放課後の過ごし方の意向【複数回答】



◇子育て環境や支援への満足度

上里町における子育て環境の満足度においては、「まあまあ満足」が47.3%と最も高く、「満足」と合わせると56.1%となります。一方、「やや不満」は29.6%、「不満」と合わせると42.5%となります。

満足・まあまあ満足と回答した理由は、「家から近いところで働けるので仕事と子育てが両立しやすい」が40.4%と最も高く、次に、「自然環境が良い」が25.5%となっています。

図6 上里町における子育て環境の満足度【単一回答】

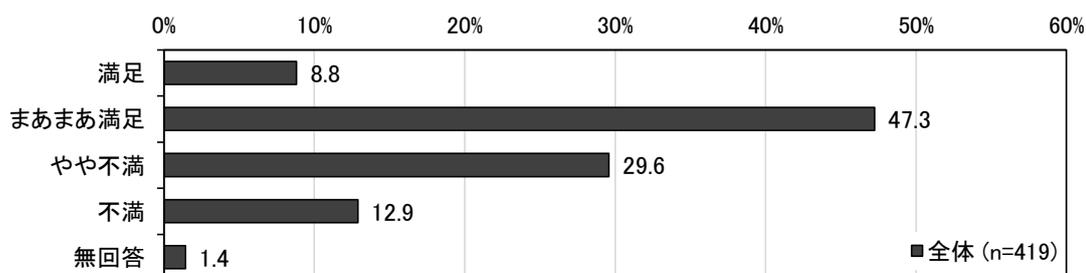
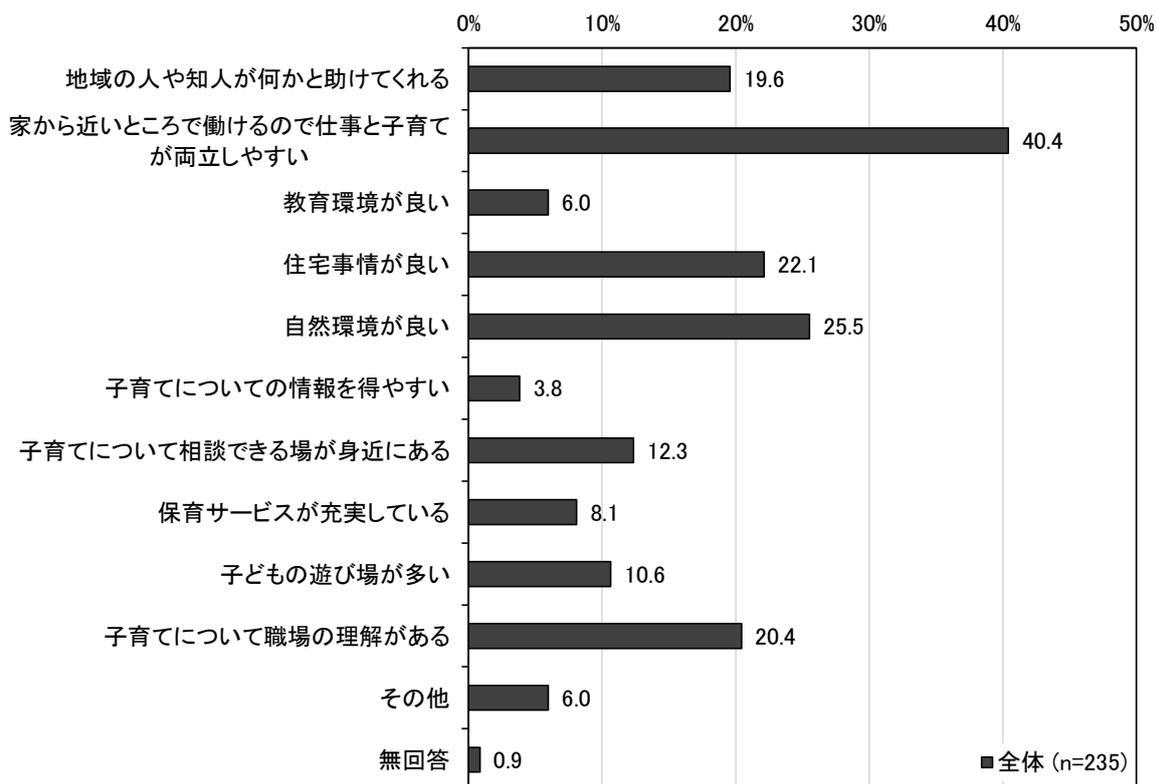
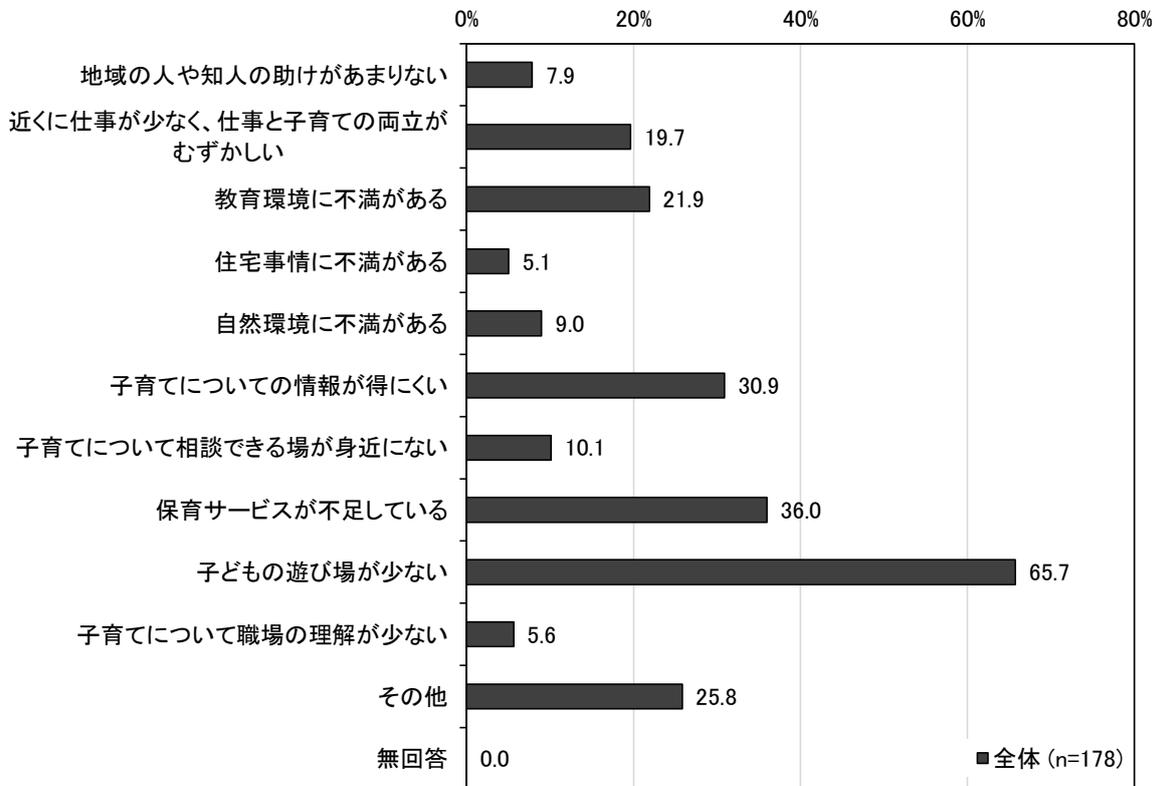


図7 満足・まあまあ満足と回答した理由【複数回答】



やや不満・不満と回答した理由は、「子どもの遊び場が少ない」が65.7%と最も高くなっています。次に、「保育サービスが不足している」が36.0%、「子育てについての情報が得にくい」が30.9%となっています。

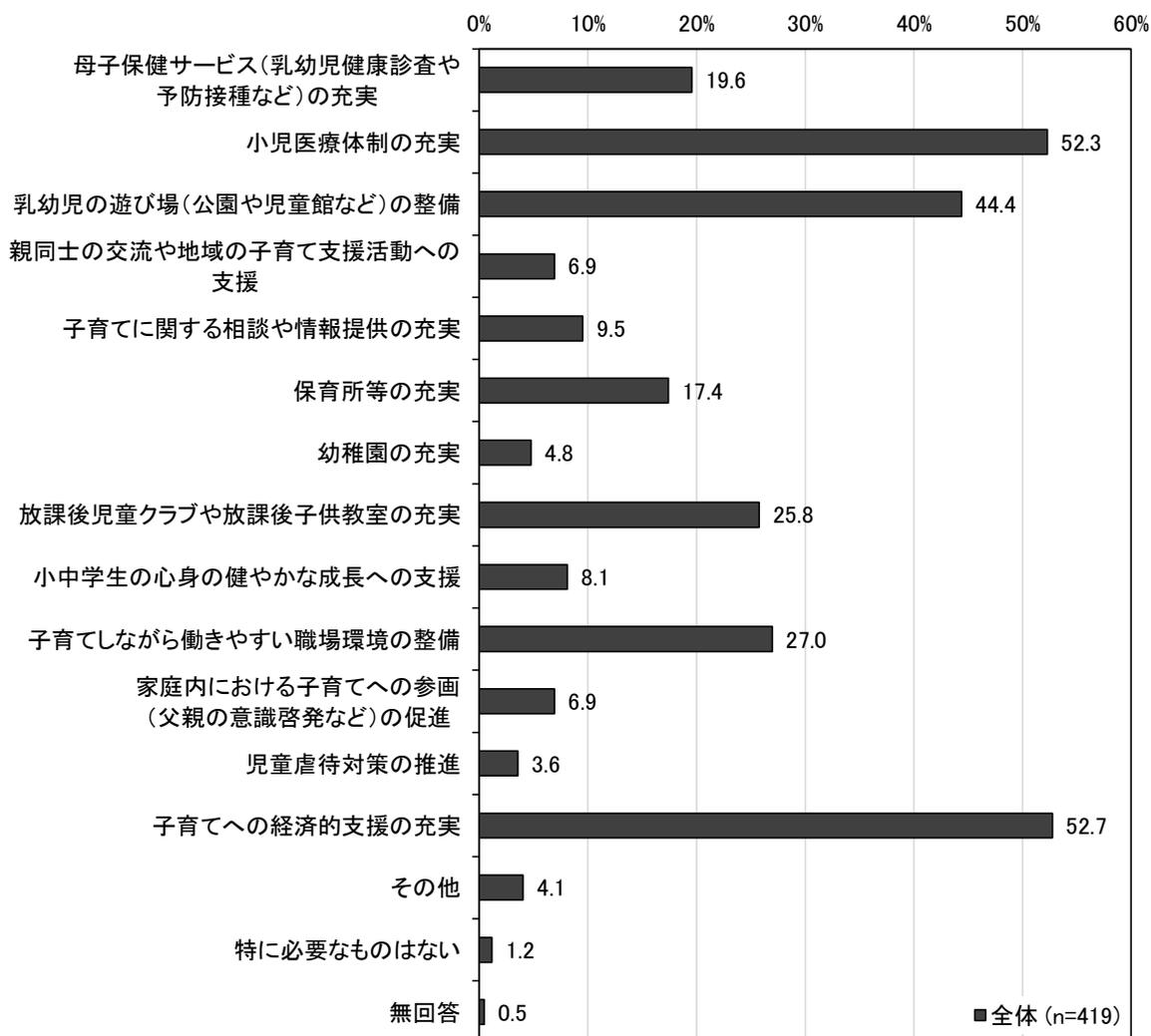
図8 やや不満・不満と回答した理由【複数回答】



◇子育てしやすいまちづくりの施策

子育てしやすいまちづくりの施策として、「子育てへの経済的支援の充実」が52.7%と最も高くなっています。次に、「小児医療体制の充実」が52.3%、「乳幼児の遊び場の整備」が44.4%となっています。

図9 子育てしやすいまちづくりの施策【複数回答】

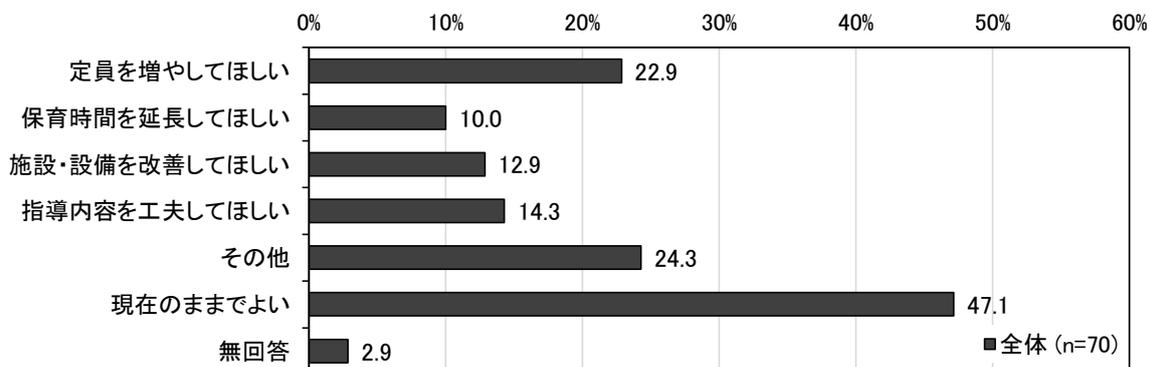


(2) 小学生保護者の主な結果

◇放課後の過ごし方【現状と希望】

放課後児童クラブ・放課後子ども教室への要望は、「現在のままでよい」が47.1%と最も高くなっています。次に、「定員を増やしてほしい」が22.9%、「指導内容を工夫してほしい」が14.3%となっています。

図10 放課後児童クラブ・放課後子ども教室への要望【複数回答】



◇子育て環境や支援への満足度

子育て環境や支援への満足度は、「まあまあ満足」が56.6%と最も高く、「満足」と合わせると62.6%となります。一方、「やや不満」は29.6%、「不満」と合わせると35.2%となります。

満足・まあまあ満足と回答した理由は、「自然環境が良い」が37.7%で最も高く、次に、「家から近いところで働けるので仕事と子育てが両立しやすい」が32.3%、「地域の人や知人が何かと助けてくれる」が31.7%となっています。

図 11 上里町における子育て環境の満足度【単一回答】

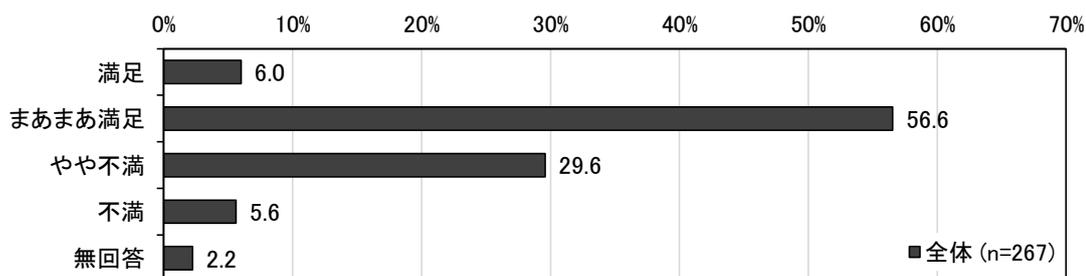
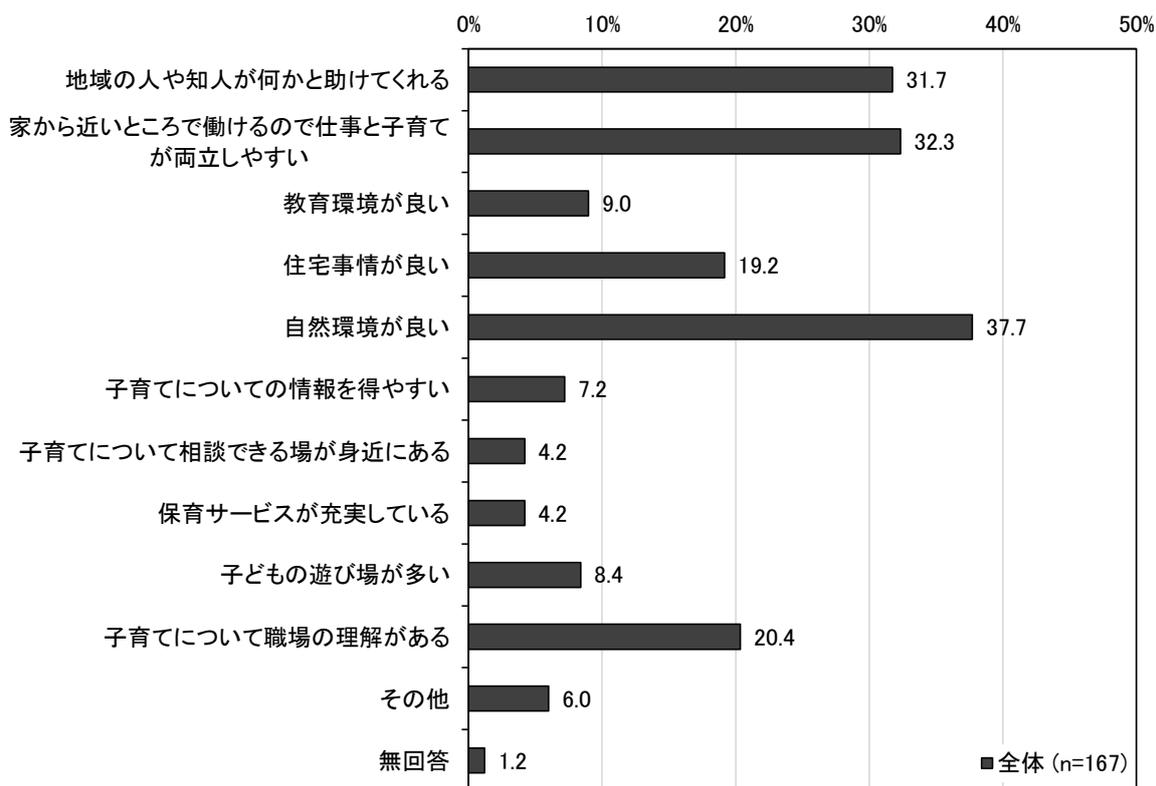
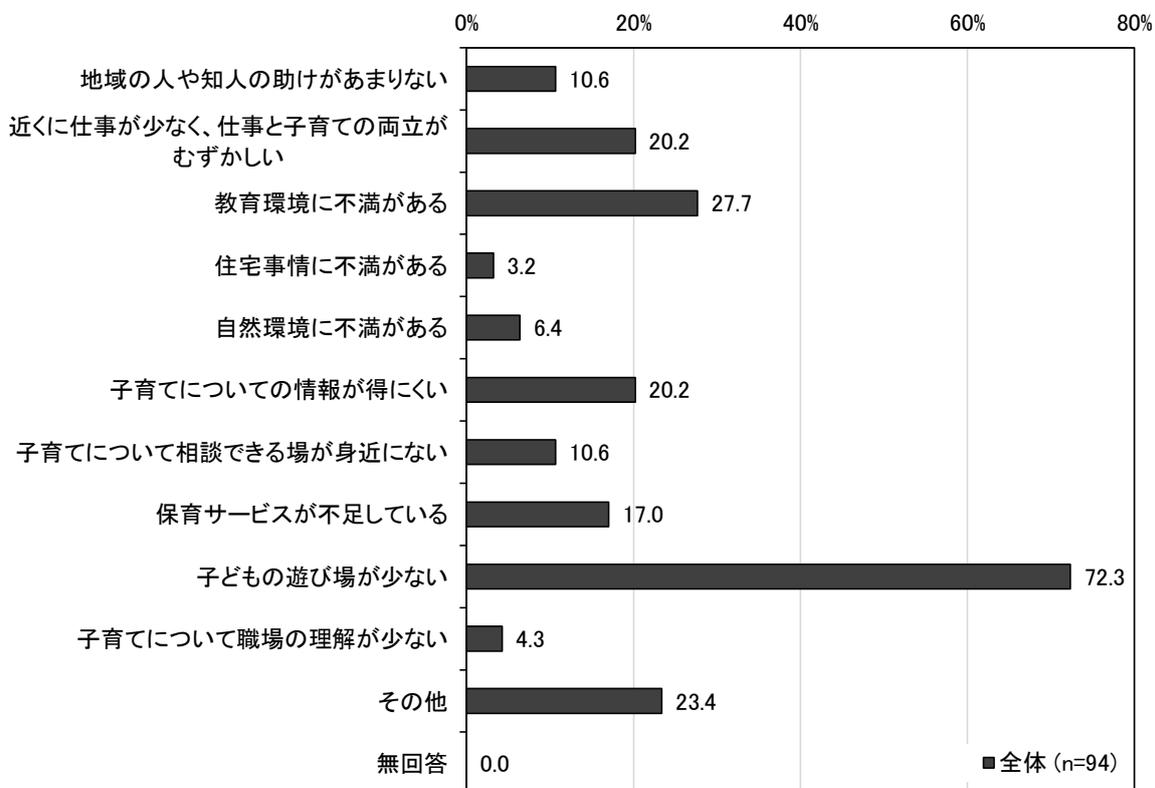


図 12 満足・まあまあ満足と回答した理由【複数回答】



やや不満・不満と回答した理由は、「子どもの遊び場が少ない」が72.3%で最も高く、次に、「教育環境に不満がある」が27.7%、「近くに仕事が少なく、仕事と子育ての両立がむずかしい」「子育てについての情報が得にくい」が20.2%となっています。

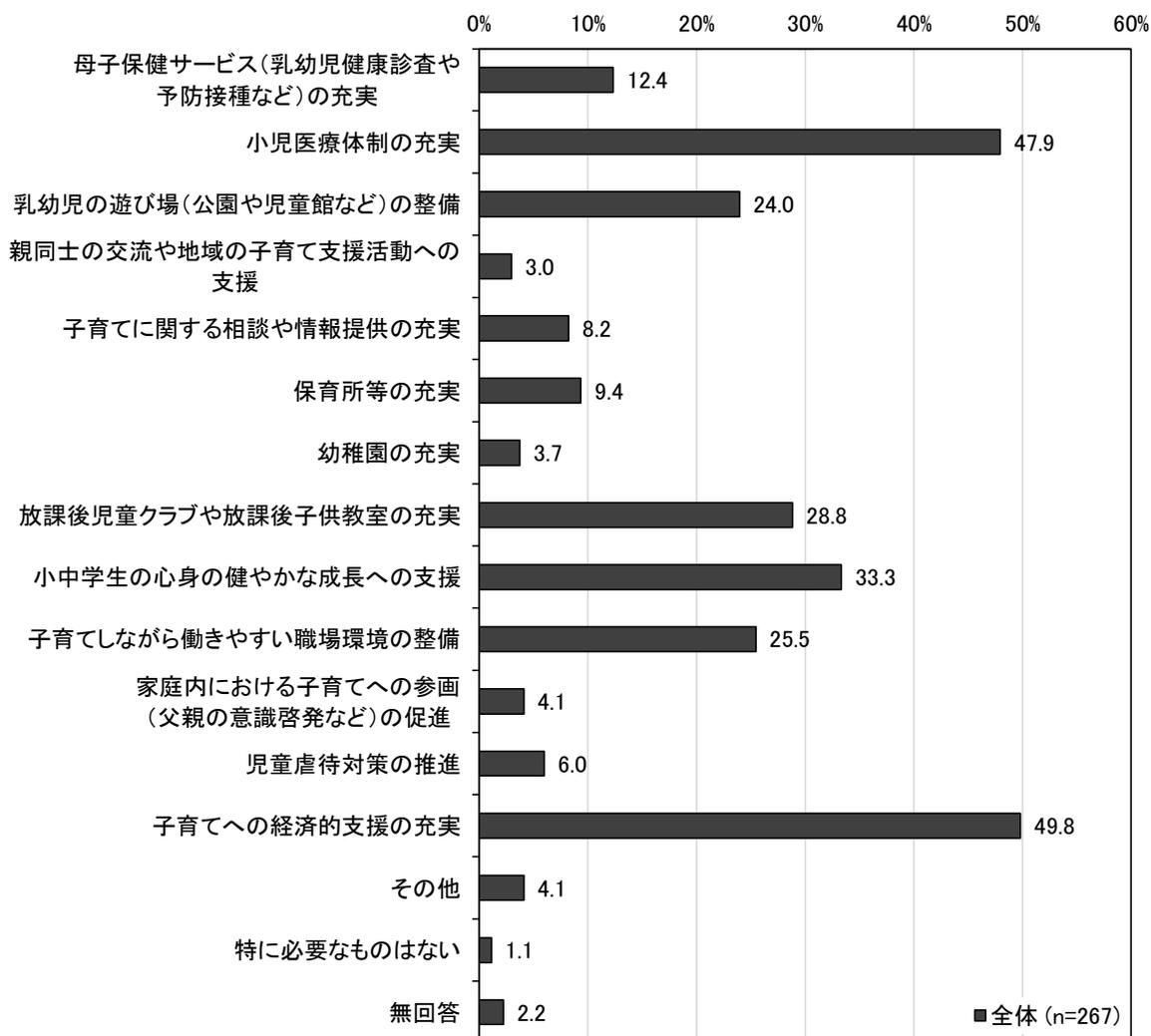
図 13 やや不満・不満と回答した理由【複数回答】



◇子育てしやすいまちづくりの施策

子育てしやすいまちづくりの施策として、「子育てへの経済的支援の充実」が49.8%と最も高く、次に、「小児医療体制の充実」が47.9%、「小中学生の心身の健やかな成長への支援」が33.3%となっています。

図 14 子育てしやすいまちづくりの施策【複数回答】

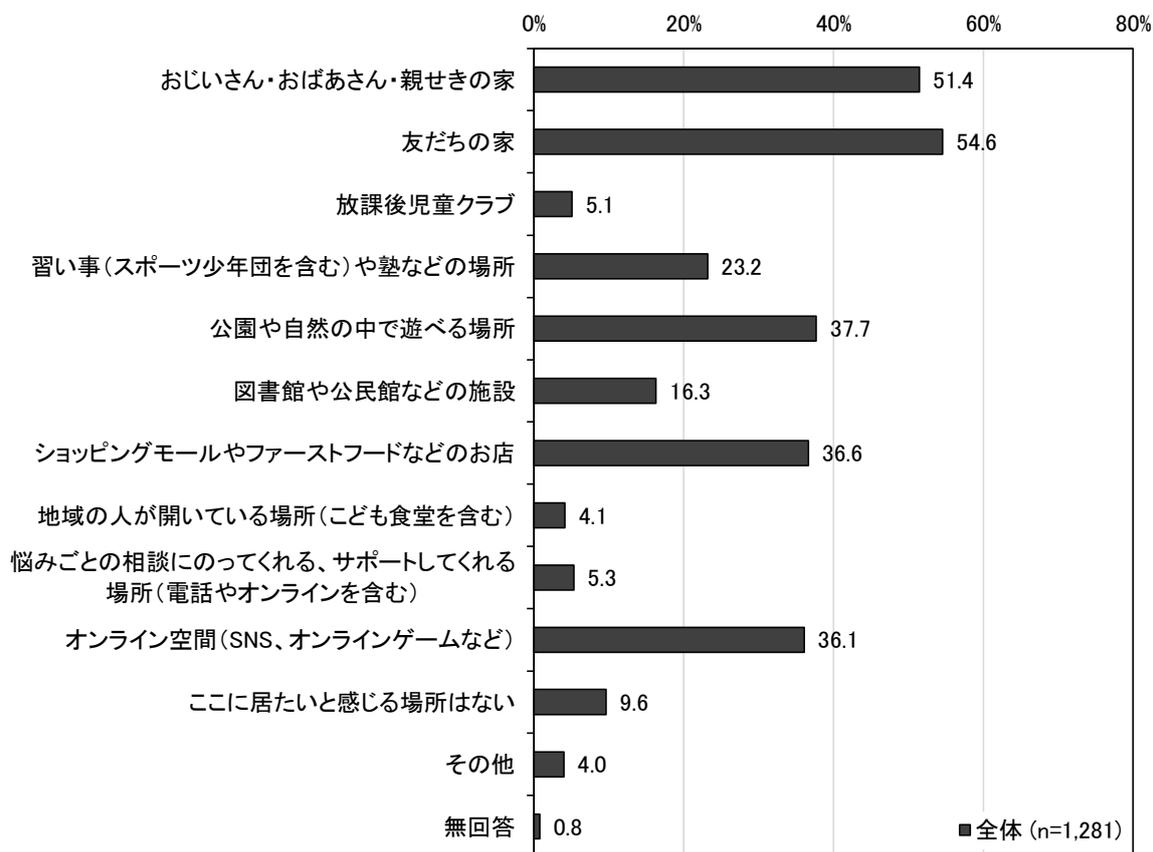


(3) 小・中学生調査の主な結果

◇小・中学生の居場所

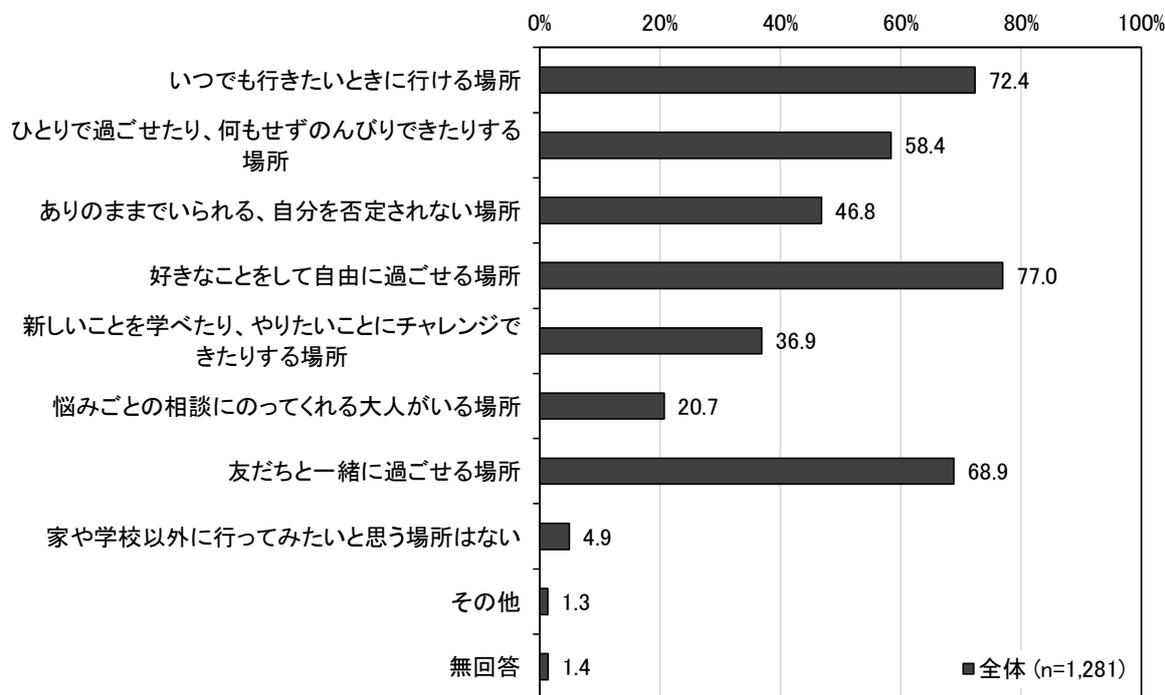
家や学校以外に「ここに居たい」と感じる場所は、「友だちの家」が54.6%と最も高くなっています。次に、「おじいさん・おばあさん・親せきの家」が51.4%、「公園や自然の中で遊べる場所」が37.7%となっています。

図 15 家や学校以外に「ここに居たい」と感じる場所【複数回答】



居場所として行ってみたいと思う場所は、「好きなことをして自由に過ごせる場所」が77.0%と最も高くなっています。次に、「いつでも行きたいときに行ける場所」が72.4%、「友だちと一緒に過ごせる場所」が68.9%となっています。

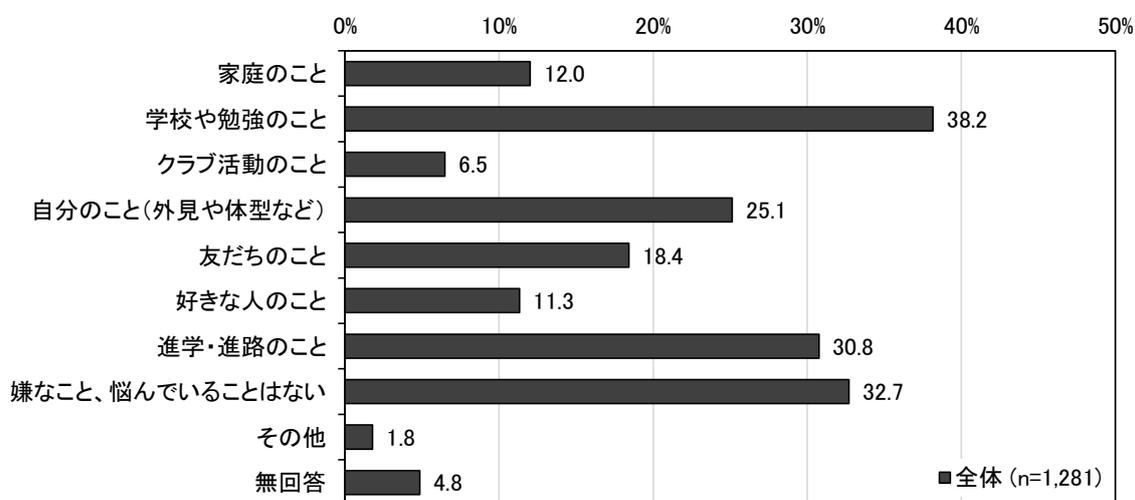
図 16 居場所として行ってみたいと思う場所【複数回答】



◇悩みごとなどの相談

嫌なことや心配なこと、困っていること、悩んでいることは、「学校や勉強のこと」が38.2%と最も高くなっています。次に、「嫌なこと、悩んでいることはない」が32.7%、「進学・進路のこと」が30.8%となっています。

図 17 嫌なことや心配なこと、困っていること、悩んでいること【複数回答】



嫌なことや心配なこと、悩んでいることなどがあつたときの相談相手は、「お父さん・お母さん」が67.9%と最も高くなつています。次に、「学校の友だち」が61.5%、「きょうだい」が27.4%となつています。なお、「誰にも相談したり、助けてもらつたりしようと思わない」の割合は7.9%となつています。

「誰にも相談したり、助けてもらつたりしようと思わない」理由は、「誰にも知られたくないことだから」が32.7%と最も高くなつています。次に、「自分ひとりで解決するべきだと思うから」が31.7%、「相談しても解決できないと思うから」が27.7%となつています。

図 18 嫌なことや心配なこと、悩んでいることなどがあつたときの相談相手【複数回答】

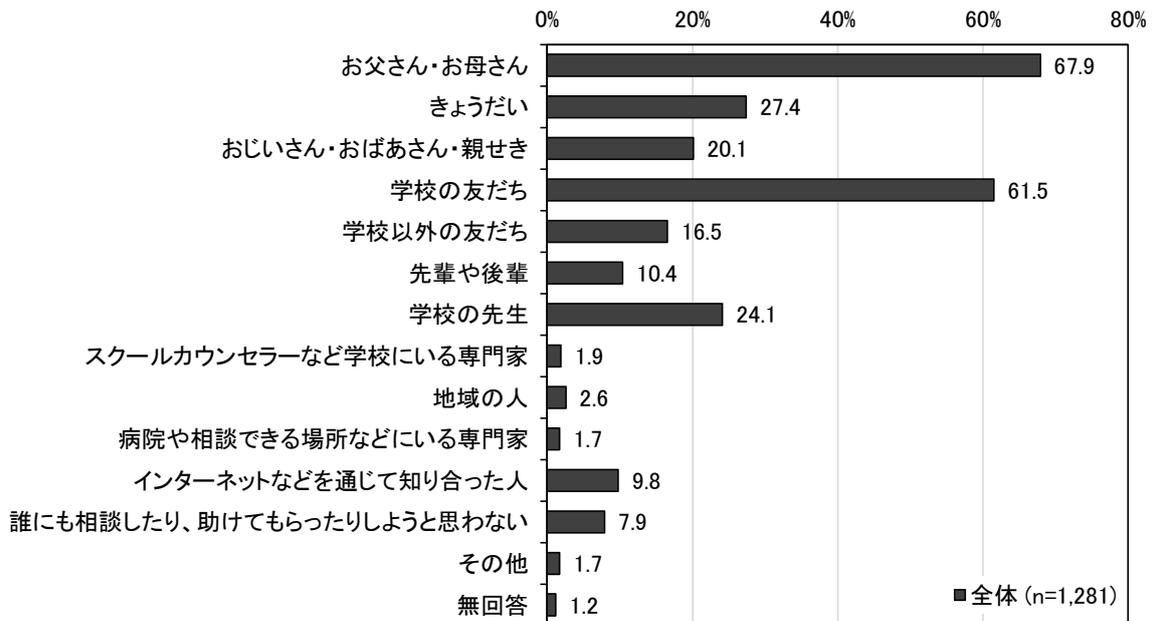
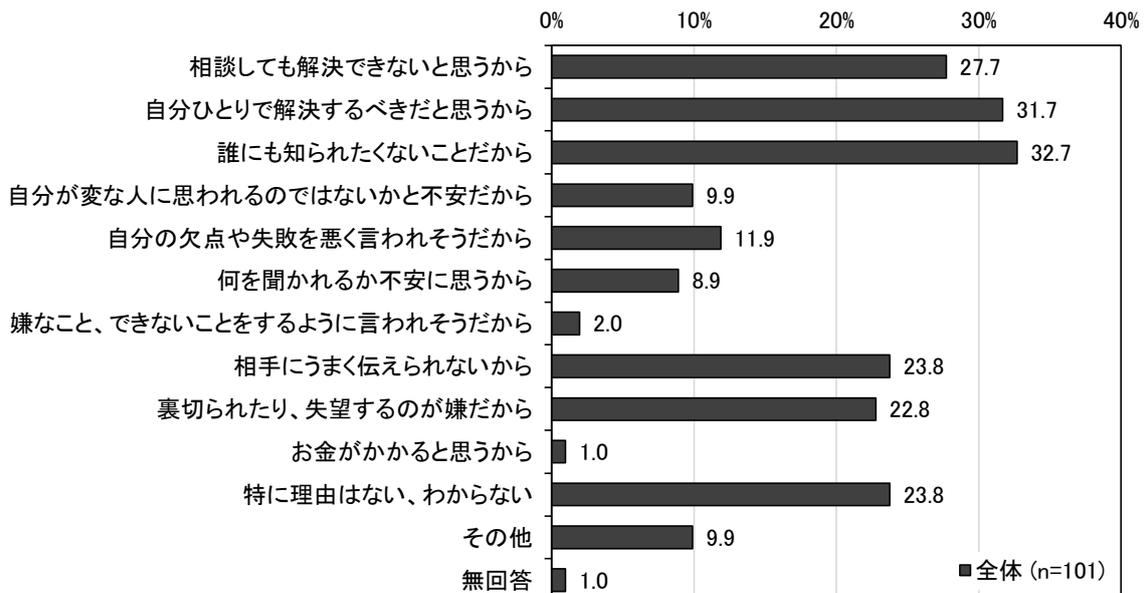


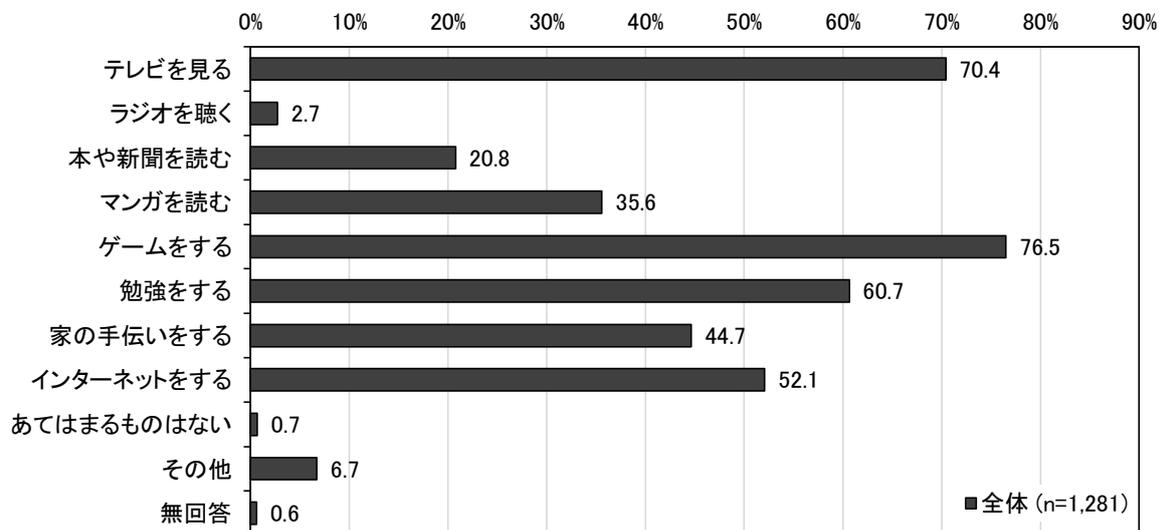
図 19 「誰にも相談したり、助けてもらつたりしようと思わない」理由【複数回答】



◇家での過ごし方

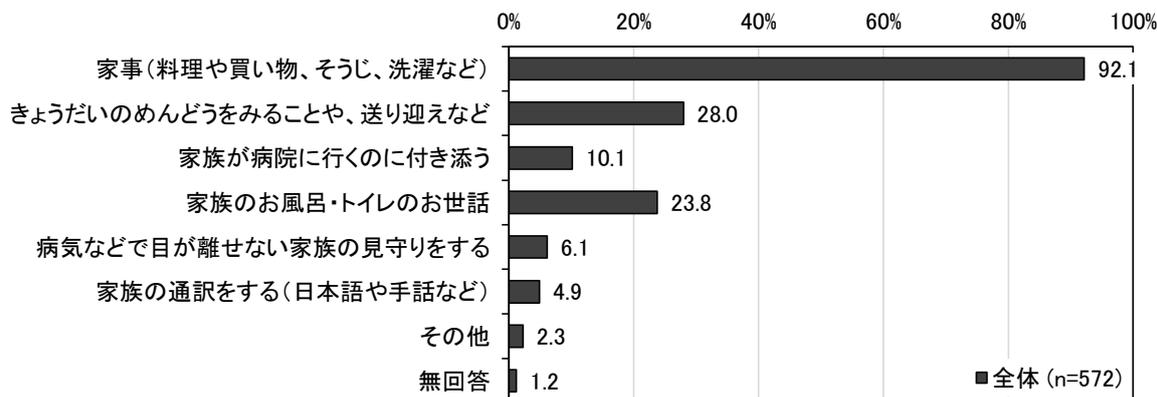
ふだん家にいるときの時間の使い方は、「ゲームをする」が76.5%と最も高くなっています。次に、「テレビを見る」が70.4%、「勉強をする」が60.7%となっています。

図 20 ふだん家にいるときの時間の使い方【複数回答】



家で行っている手伝いは、「家事（料理や買い物、そうじ、洗濯など）」が92.1%と最も高くなっています。次に、「きょうだいのめんどろをみることや、送り迎えなど」が28.0%、「家族のお風呂・トイレのお世話」が23.8%となっています。

図 21 家で行っている手伝い【複数回答】



◇外出の状況

外出頻度は、「学校や習い事で平日は毎日、外に出かける」が53.5%と最も高くなっています。次に、「学校や習い事で週に3～4日、外に出かける」が17.0%、「学校や習い事で週に1～2日、外に出かける」が11.8%となっています。「ふだんは家にいるが、人づきあいやしゅみなどの用事の時だけ外に出かける」から「自分の部屋からほとんど出ない」までの選択肢をあわせた『外出頻度が少ない』の割合は16.4%となっています。

外出頻度が少なくなった主な理由は、「特に理由はない」が51.2%と最も高くなっています。次に、「わからない」が28.4%、「まわりの人とのつき合いがうまくいかなかったこと」が8.5%となっています。

図 22 外出頻度【単一回答】

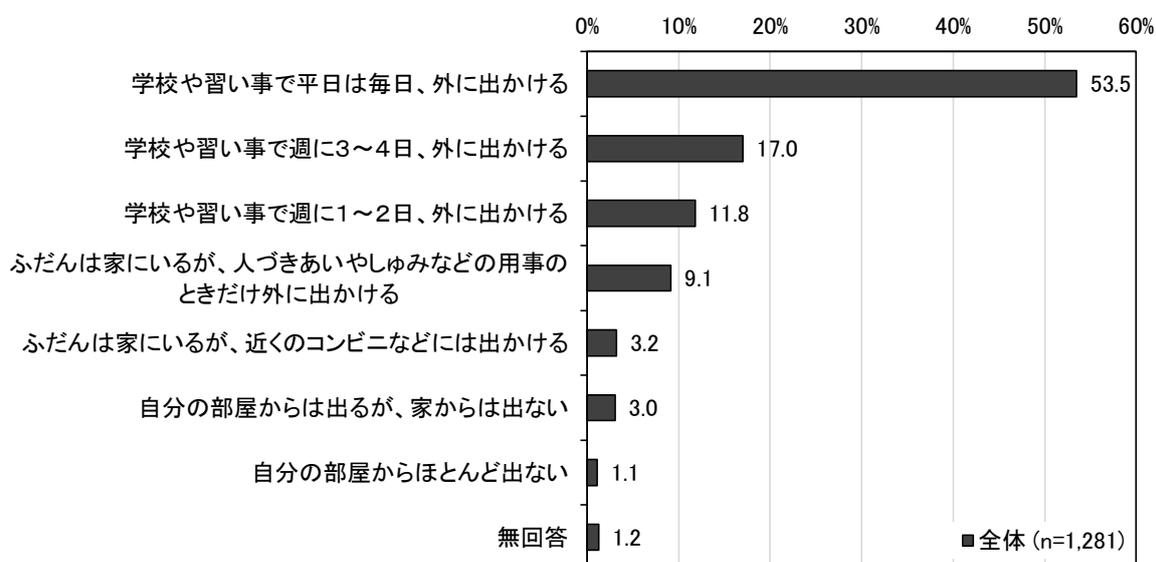
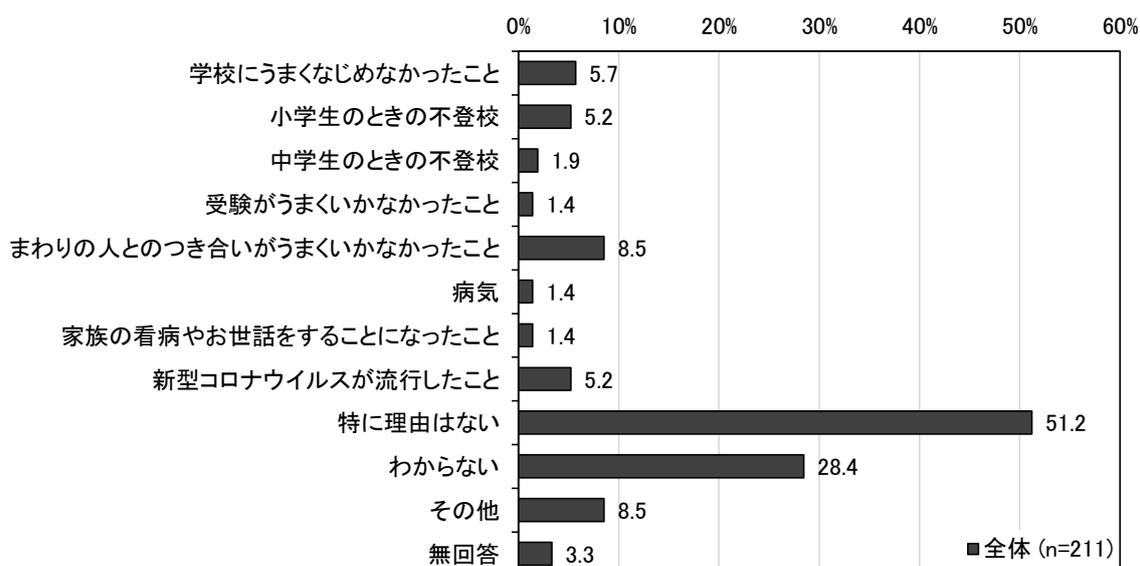


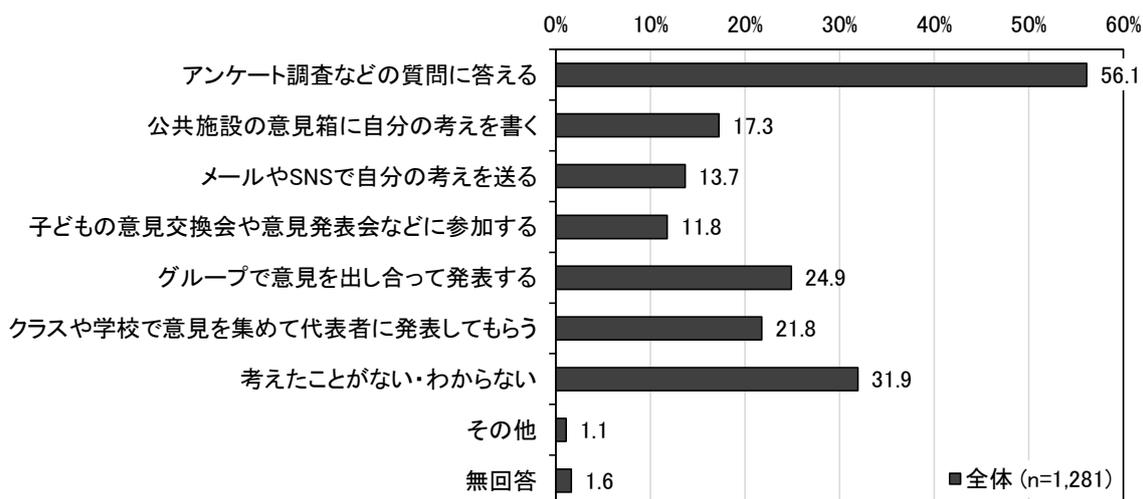
図 23 外出頻度が少なくなった主な理由【複数回答】



◇よりよいまちにするための意見の提案方法

住んでいるまちや身のまわりの生活などをより良くするための意見の提案方法は、「アンケート調査などの質問に答える」が56.1%と最も高くなっています。次に、「考えたことがない・わからない」が31.9%、「グループで意見を出し合って発表する」が24.9%となっています。

図 24 住んでいるまちや身のまわりの生活などをより良くするための意見の提案方法【複数回答】



(4) 15歳～29歳の若者調査の主な結果

◇結婚や子育てに関する考え方

現在の婚姻状況は、「未婚」が89.0%と最も高くなっています。次に、「配偶者あり」が7.1%、「配偶者と死別」が0.6%となっています。

結婚していない理由は、「まだ若すぎる(結婚できる年齢ではない場合を含む)」が68.6%と最も高くなっています。次に、「まだ必要性を感じない」が21.2%、「お金に不安がある」が19.7%となっています。

図 25 現在の婚姻状況【単一回答】

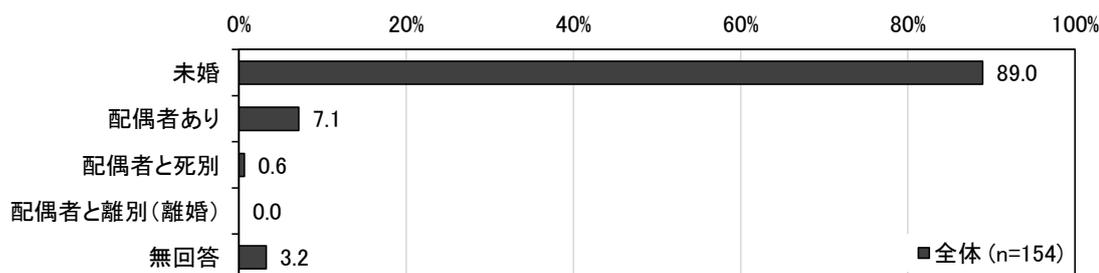
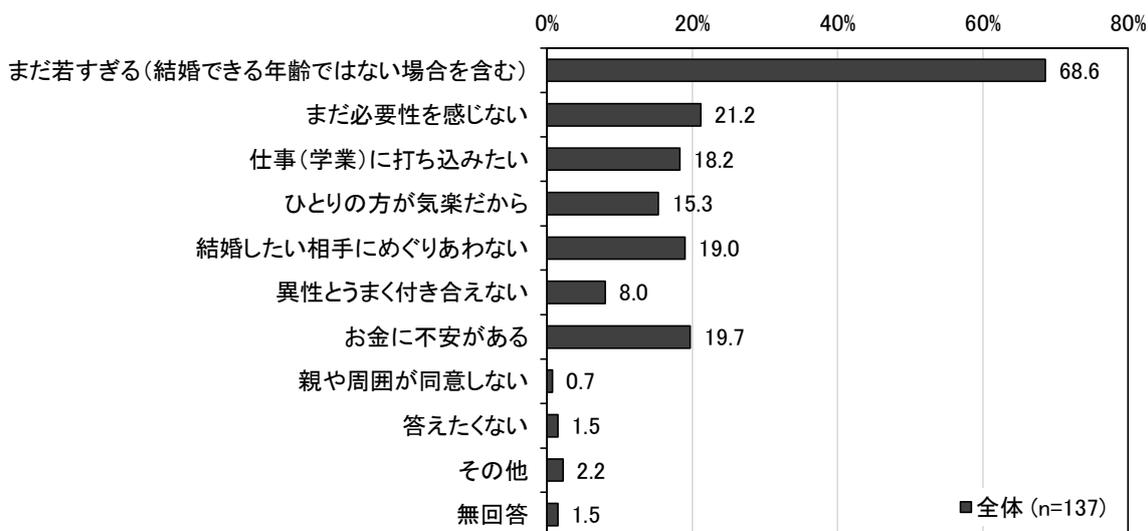
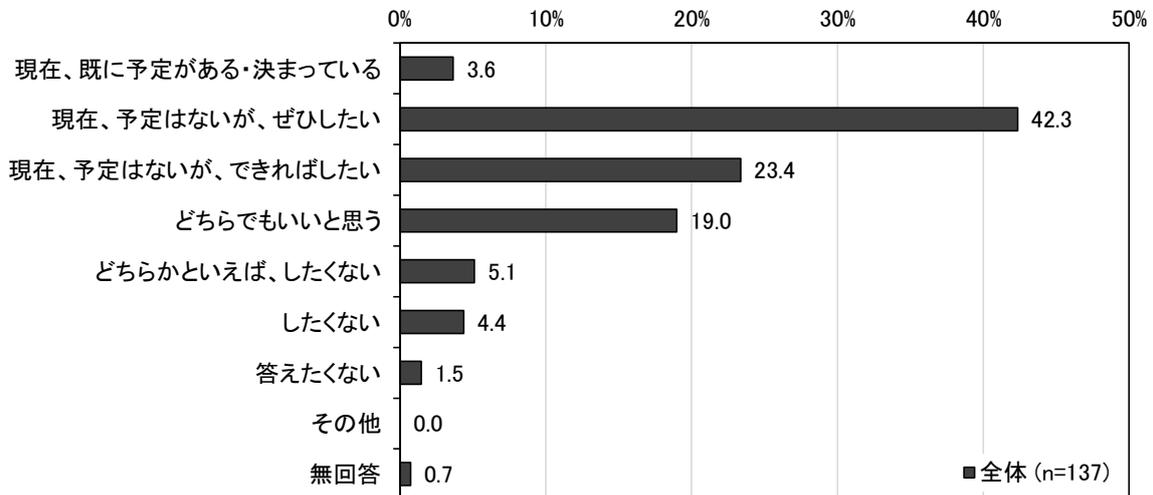


図 26 結婚していない理由【複数回答】



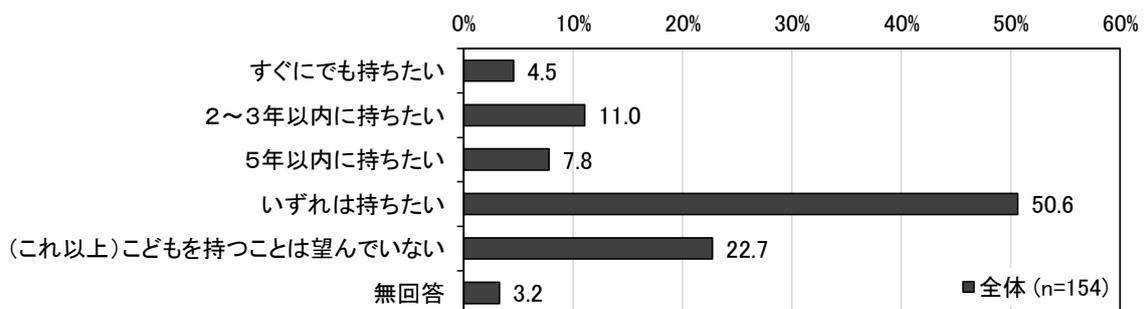
今後の結婚願望は、「現在、予定はないが、ぜひしたい」が42.3%と最も高くなっています。次に、「現在、予定はないが、できればしたい」が23.4%、「どちらでもいいと思う」が19.0%となっています。一方、「どちらかといえば、したくない」と「したくない」をあわせた割合は9.5%となっています。

図 27 今後の結婚願望【単一回答】



将来、子どもを持つことへの希望は、「いずれは持ちたい」が50.6%と最も高くなっています。次に、「(これ以上)子どもを持つことは望んでいない」が22.7%、「2～3年以内に持ちたい」が11.0%となっています。

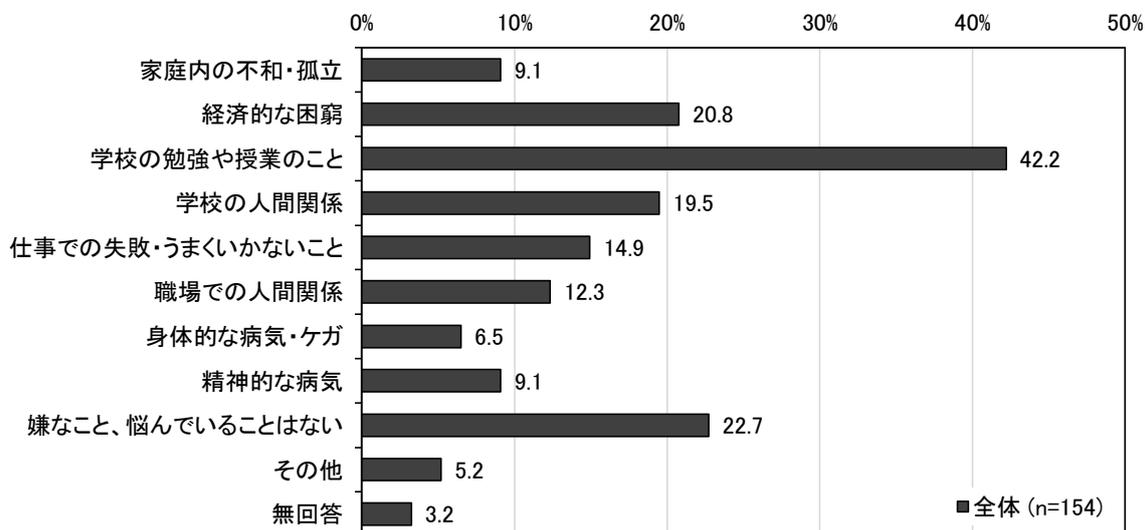
図 28 将来、子どもを持つことへの希望【単一回答】



◇悩みごとなどの相談

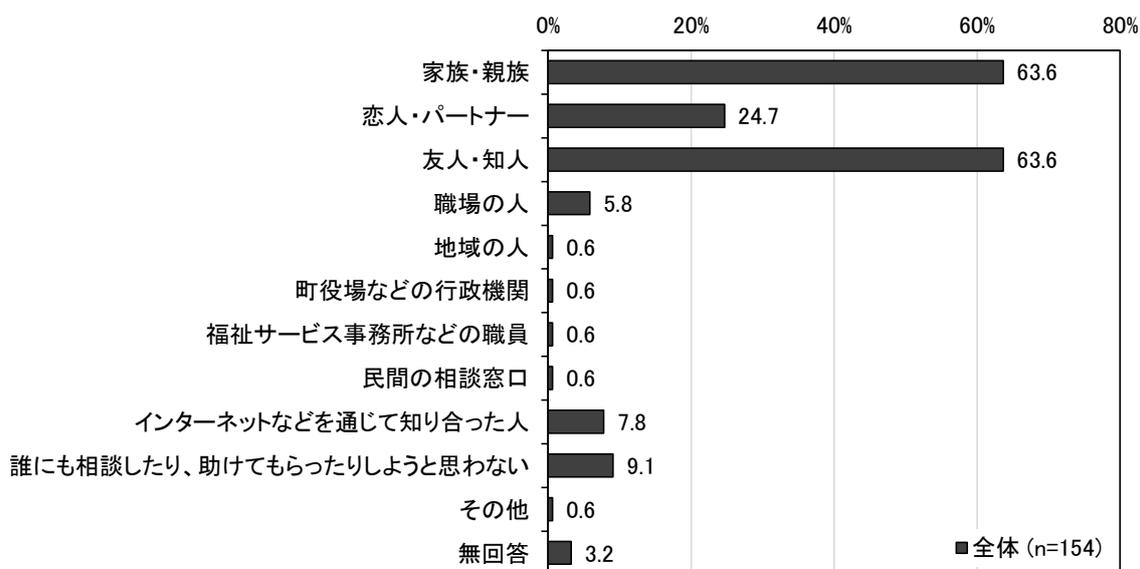
嫌なことや心配なこと、困っていること、悩んでいることは、「学校の勉強や授業のこと」が42.2%と最も高くなっています。次に、「嫌なこと、悩んでいることはない」が22.7%、「経済的な困窮」が20.8%となっています。

図 29 嫌なことや心配なこと、困っていること、悩んでいること【複数回答】



嫌なことや心配なこと、悩んでいることなどがあつたときの相談相手は、「家族・親族」「友人・知人」が63.6%と最も高くなっています。次に、「恋人・パートナー」が24.7%、「誰にも相談したり、助けてもらったりしようと思わない」が9.1%となっています。

図 30 嫌なことや心配なこと、悩んでいることなどがあつたときの相談相手【複数回答】



◇成人（18歳）になる前の経験

成人（18歳）になる前に、家族のお世話をした経験の有無は、「ある」が4.5%、「ない」が93.5%となっています。

お世話の内容は、「家事（料理や買い物、そうじ、洗濯など）」「家族のお風呂・トイレのお世話」が57.1%と最も高くなっています。次に、「病院に行くのに付き添う」「病気などで目が離せない家族の見守りをする」が42.9%となっています。

図 31 成人（18歳）になる前に、家族のお世話をした経験の有無【単一回答】

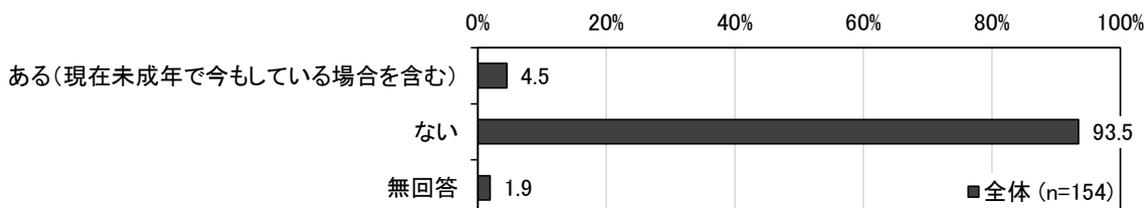
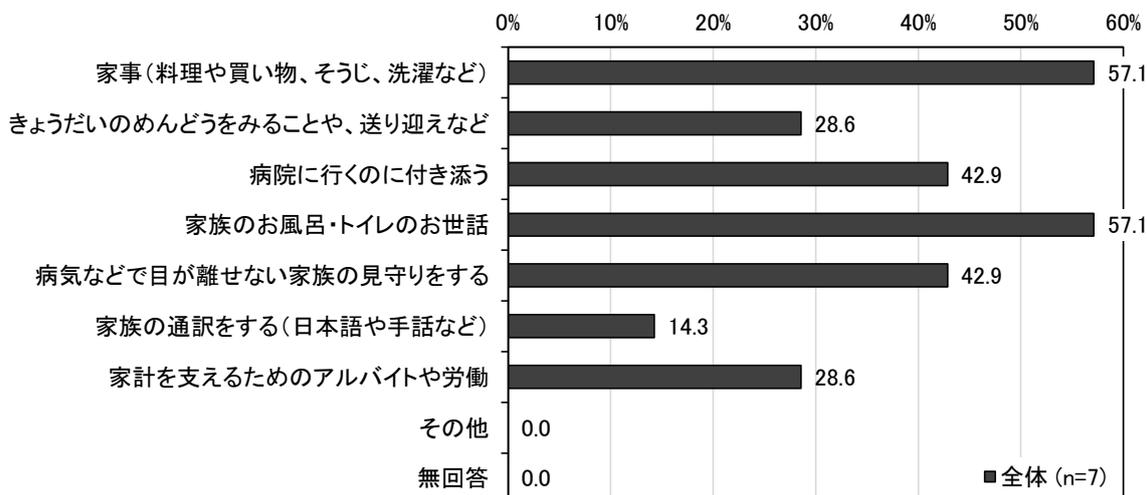
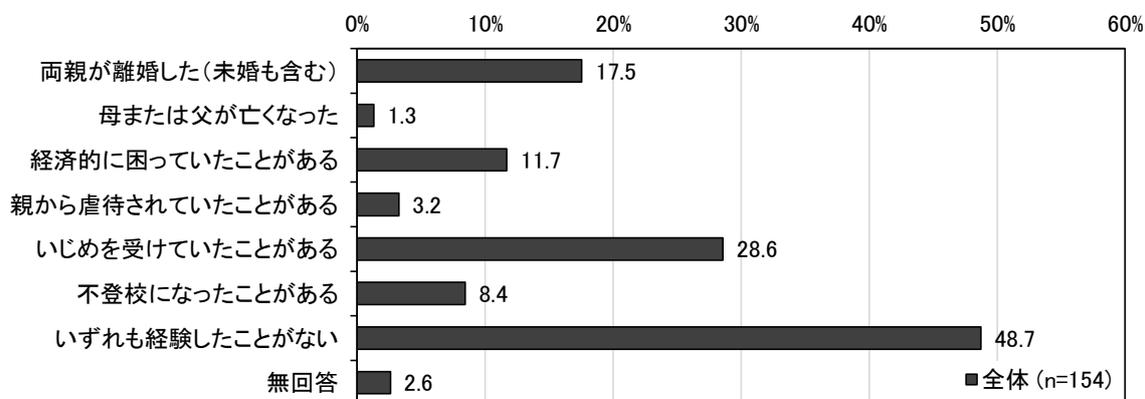


図 32 お世話の内容【複数回答】



成人（18歳）になる前に経験したことは、「いずれも経験したことがない」が48.7%と最も高くなっています。次に、「いじめを受けていたことがある」が28.6%、「両親が離婚した（未婚も含む）」が17.5%となっています。

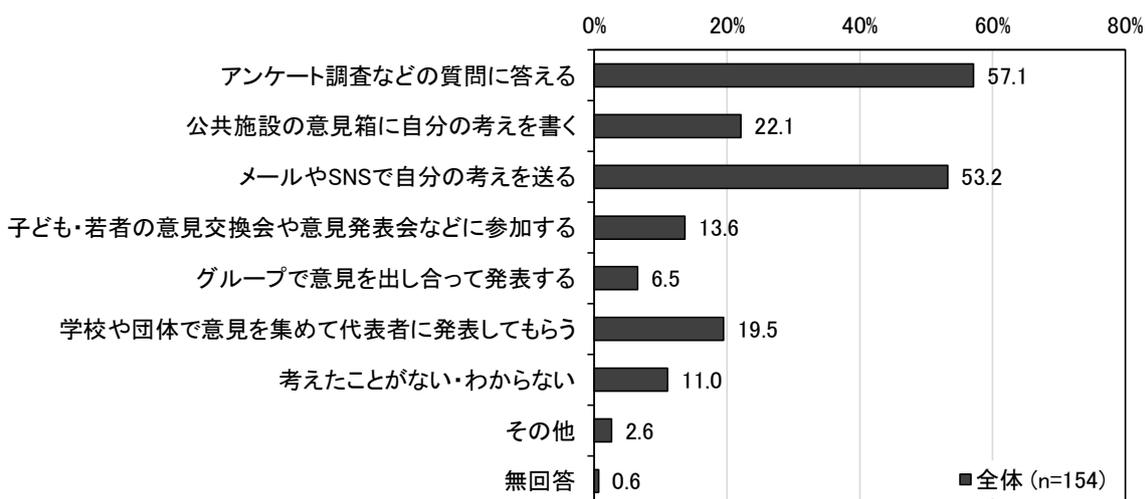
図 33 成人（18歳）になる前に経験したこと【複数回答】



◇よりよいまちにするための意見の提案方法

住んでいるまちや身のまわりの生活などをより良くするための意見の提案方法は、「アンケート調査などの質問に答える」が57.1%と最も高くなっています。次に、「メールやSNSで自分の考えを送る」が53.2%、「公共施設の意見箱に自分の考えを書く」が22.1%となっています。

図 34 住んでいるまちや身のまわりの生活などをより良くするための意見の提案方法【複数回答】



4 第2期子ども子育て支援事業計画の進捗状況

4-1 教育・保育

1号認定（3歳以上保育の必要なし等）は、量の見込みを上回る幼稚園及び認定こども園の定員総数が町内で確保されています。

2号認定（3歳以上保育の必要あり）は、令和2年度では町内の保育所及び認定こども園等の定員総数が量の見込みを下回っています。令和3年度以降は量の見込みを上回る定員総数が町内で確保されていますが、量の見込みを上回る利用があったため、不足分は町外の施設等の利用となっています。

3号認定（3歳未満保育の必要あり）は、0歳では量の見込みを上回る保育所及び認定こども園等の定員総数が町内で確保されていましたが、0歳は出生月の関係で途中入園が多く、徐々に利用が増えるため、不足分は町外の施設等の利用となっています。1・2歳は定員総数が量の見込みや実際の利用を下回っており、同様に、不足分は町外の施設等の利用となっています。

図表 34 第2期計画の量の見込み及び実績等（各年度4月1日時点）〈単位：人〉

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定※1	①量の見込み （必要利用定員総数）	232	228	228	219	218
	②実績（申込者数）	173	192	233	230	177
	③確保量（定員総数）	320	320	320	320	320
	過不足（③－①）	88	92	92	101	102
2号認定	①量の見込み （必要利用定員総数）	431	404	375	355	338
	②実績（申込者数）	447	432	441	422	415
	③確保量（定員総数）	414	414	414	414	379
	過不足（③－①）	▲17	10	39	59	41
3号認定 （0歳）	①量の見込み （必要利用定員総数）	49	47	47	46	45
	②実績（申込者数）	23(92)※2	23(75)※2	21(78)※2	24(65)※2	21(●)※2
	③確保量（定員総数）	56	56	56	56	53
	過不足（③－①）	7	9	9	10	8
3号認定 （1・2歳）	①量の見込み （必要利用定員総数）	296	286	262	257	254
	②実績（申込者数）	231(246)※2	231(243)※2	225(258)※2	237(258)※2	225(259)※2
	③確保量（定員総数）	200	200	200	200	208
	過不足（③－①）	▲96	▲86	▲62	▲57	▲46

※1:1号認定には、保育の必要ありの幼稚園利用者を含む

※2:()内の数字は、同年度の3月1日時点の実績(申込者数)

4-2 地域子ども・子育て支援事業

一時預かり事業【保育所その他の場所での一時預かり（幼稚園型以外）】は、量の見込みを大きく下回る実績となっています。地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）は、令和3年度までは量の見込みを大きく下回る実績となっていますが、令和4年度以降は量の見込みに近い実績となっています。

また、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、令和3年度までは量の見込みを上回っていましたが、令和4年度以降は量の見込みを大きく下回っています。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、量の見込みに近い実績となっています。

なお、子育て短期支援事業と病児・病後児保育事業は、利用実績はありませんでした。

図表 35 第2期計画の量の見込み及び実績等

事業	単位	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者支援事業	実施か所数 ／か所	量の見込み	1	1	1	1
		実績	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	延利用者数 ／人	量の見込み	2,393	2,497	2,497	2,690
		実績	665	720	2,742	2,627
妊婦健康診査	実利用者数 ／人	量の見込み	194	187	186	183
		実績	178	204	166	168
乳児家庭全戸訪問事業	訪問乳児数 ／人	量の見込み	178	172	171	168
		実績	137	164	147	155
養育支援訪問事業	訪問件数 ／人	量の見込み	—	—	—	—
		実績	—	—	—	—
子育て短期支援事業	延利用者数 ／人	量の見込み	4	4	4	4
		実績	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	延利用者数 ／人	量の見込み	337	317	313	313
		実績	371	352	119	104
一時預かり事業【幼稚園在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）】	延利用者数 ／人	量の見込み	3,207	3,152	3,083	3,028
		実績	1,690	2,349	2,917	1,597
一時預かり事業【保育所その他の場所での一時預かり（幼稚園型以外）】	延利用者数 ／人	量の見込み	1,367	1,403	1,408	1,408
		実績	434	212	224	264
延長保育事業	実利用者数 ／人	量の見込み	129	131	131	132
		実績	177	93	137	137
病児・病後児保育事業	延利用者数 ／人	量の見込み	25	25	25	25
		実績	0	0	0	0
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	実利用者数 ／人	量の見込み	345	340	351	345
		実績	356	310	373	344
実費徴収に係る補足給付を行う事業	事業対象者数 ／人	量の見込み	540	531	519	510
		実績	344	400	340	267
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	—	—	—	—	—	—

第3章 計画の基本理念等

1 基本理念

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とし、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

本計画は、「第2期上里町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を継承しつつ、新たにこども大綱で示された「こどもまんなか社会」の実現を基本理念とするものです。

<基本理念>

地域も子育て親育ち、

こどもが健やかで幸せに成長できる、

「こどもまんなか」の町かみさと

「地域も子育て親育ち」には、これから子育てをする親、現在子育て中の親、全ての親が子育ての喜びと幸せを感じて成長することが、こどものより良い成長と幸せにつながると考え、子育ての基盤である全ての家庭を地域社会全体で支援していくという意味を込めています。

また、「こどもが健やかで幸せに成長できる、『こどもまんなか』の町」は、本計画及び計画に基づいた町子ども・子育て支援施策が、こどもや若者の視点に立ち、こどもにとって最善の利益を第一に考え、当事者の意見を施策に反映する「こどもまんなか社会」の実現を目指すものであることを表しています。

こども
まんなか

こども家庭庁 こどもまんなかマーク

2 基本的な視点

本計画では、基本理念を実現するために、次の4点を基本的な視点とし、計画を推進していきます。

- 「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識と、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育て支援を実施します。
- 地域が保護者に寄り添い、子育てへの負担や不安、孤立感を和らげることで、保護者が自己肯定感を持ちながら、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援に努めます。
- 子ども・若者を権利の主体として認識し、子ども・若者の今とこれからのための最善の利益を図ることで将来にわたって幸せに暮らせるよう、「子どもまんなか」の視点をもって取り組みます。
- 障害、疾病、虐待、貧困など、配慮や支援の必要性が高い子どもやその家族のほか、外国籍の子どもや妊産婦などを含め、全ての子どもや子育て家庭を支援の対象とします。

3 基本目標

本計画では、4つの基本目標を掲げ、基本理念の実現を目指します。

基本目標1 安心して子どもを生き育てることができるまちづくり

安心して子どもを生き育てられるよう、全ての子どもと妊産婦の健康を確保し、妊娠、出産、子育てまで切れ目ない支援を行います。

基本目標2 子どもが健やかに成長できるまちづくり

子どもが健やかに成長でき、それぞれの子どもや家庭に合った子育て支援事業、教育事業を充実させていきます。

基本目標3 子ども・若者を応援するまちづくり

子ども・子育てにかかる不安や負担を軽減し、すべての子どもが夢や希望をもって成長できるよう、多様な子育て支援を推進していきます。

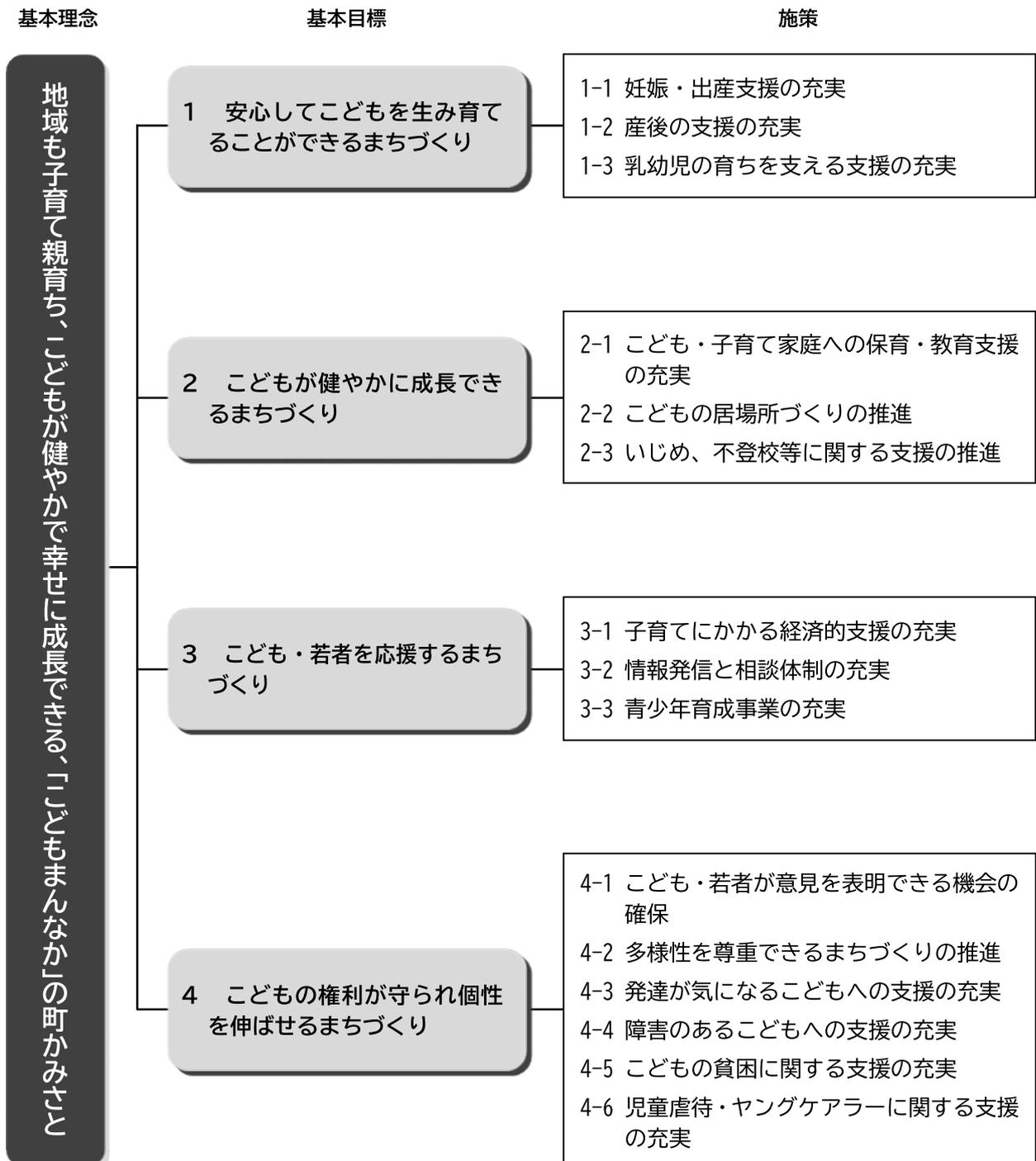
基本目標4 こどもの権利が守られ個性を伸ばせるまちづくり

全ての子ども・若者を権利の主体として認め、意見を表明する機会を確保し、ともにまちづくりを進めていくための仕組みを構築します。また、多様な価値観、個性を尊重できる社会環境づくりを推進します。

4 計画の施策体系

本計画の施策体系は、次のとおりです。

図表 36 計画の施策体系



第4章 施策の展開

基本目標1 安心して子どもを産み育てることができるまちづくり

1-1 妊娠・出産支援の充実

妊娠や出産に関する支援を強化し、安心して子どもを産むことができる環境づくりを図ります。

主な事業・事業概要	担当課
妊婦健康診査 町と委託契約した医療機関に受診券を持参することで、妊婦健診の費用の一部を公費で負担します。	健康保険課
妊婦歯科健診 妊娠中はホルモンバランスの変化やつわりで、むし歯や歯周病等にかかりやすくなります。早産や赤ちゃんへのむし歯の感染のリスクを軽減させるため、検診費用を負担します。	健康保険課
不妊治療費等の助成 不妊治療について、保険適用外の年齢の方を対象に助成を行います。	健康保険課
産前・産後応援事業補助金 妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、ニーズに即した支援につなぐ、「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体とした事業です。産前と産後にそれぞれ給付金を支給します。	健康保険課

1-2 産後の支援の充実

乳幼児の発育や発達に関する親の不安を解消するための支援を実施します。

主な事業・事業概要	担当課
産後ケア事業 産後の体調がすぐれない、赤ちゃんの体重の増え方が気になる、授乳方法がうまくいかない等、サポートが必要な方のご自宅に助産師が訪問し、母親のケアや赤ちゃんのケアを実施します。	健康保険課
未熟児養育医療制度 体の発育が未熟なまま出生した乳児の健康管理と、健全な育成を図るため、医療給付を行います。	健康保険課
新生児聴覚検査助成 新生児聴覚検査費用の一部を助成することにより、聴覚障害の早期発見及び早期療育を図ります。	健康保険課

1-3 乳幼児の育ちを支える支援の充実

こどもが健やかに成長できるよう、関係機関と連携しながら母子保健事業を推進します。

主な事業・事業概要	担当課
乳幼児家庭全戸訪問事業 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行います。	健康保険課
乳幼児健康診査 こどもの健やかな成長、発達を支援するために月齢に応じた健診を実施します。(3・4か月児健康診査、7・8か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳6か月児歯科検診、3歳6か月児健康診査、5歳児健康相談)	健康保険課
予防接種 定期予防接種(5種混合、BCG、麻しん風しん、水痘、日本脳炎、HPV等)に関する正しい知識の普及と予防接種の勧奨に努めます。	健康保険課
赤ちゃん相談 月1回、保健センターにて赤ちゃんの身長・体重の計測や、保健師・管理栄養士による相談ができます。	健康保険課
ベビーマッサージ&ベビーヨガ講座 親子のふれあいの大切さやこどもとの関わり方を理解することで、安心して楽しく育児ができるように講座を実施します。	健康保険課
赤ちゃんの駅 公共施設に誰でも自由におむつ替えや授乳ができるスペースを設けます。町内の商業施設等にも設置にご協力いただき、乳幼児を持つ子育て家族が安心して外出できる環境づくりを進めていきます。	子育て共生課 他

基本目標2 こどもが健やかに成長できるまちづくり

2-1 こども・子育て家庭への保育・教育支援の充実

共働き家庭が増えていることから、働きながら子育てができるよう、ワークライフバランスの実現を支援していきます。

主な事業・事業概要	担当課
保育所等の受入児童数の確保 共働き世帯の増加等に伴う保育・教育のニーズに対応し、保育所等の受入枠を確保し、待機児童ゼロを推進していきます。	子育て共生課
公立保育所の運営 公立保育所を運営し、地域の保育の中心として、ニーズに対応した役割を担っていきます。	子育て共生課
ファミリー・サポート・センター 児童の預かりや送迎等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動を推進していきます。	子育て共生課
緊急サポートセンター 病児・病後児の預かり、緊急時の預かりを希望する者（利用会員）と援助を行う者（サポート会員）が合意のうえ行う地域の援助活動を推進していきます。	子育て共生課
子育て短期支援事業（ショートステイ） 保護者の疾病や仕事等により、家庭においてこどもを養育していくことが一時的に困難な場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。	子育て共生課
一時預かり事業 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所で一時的に預かりを行います。	子育て共生課
延長保育事業 保育認定を受けたこどもについて、通常の保育時間外に認定こども園、保育所等での保育を実施します。	子育て共生課
こども誰でも通園制度 すべてのこどもの育ちを応援するため、月一定時間まで就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」の実施に向けて取り組んでいきます。	子育て共生課
学習支援員・児童支援員 全小中学校に配置し、各学校支援教室から通常の教室への復帰を目指すために対応していきます。	教育指導課
保・幼・小連絡協議会 こどもたちが保育所または幼稚園から小学校へ円滑に就学できるように、情報交換や職員研修を通じて地域で連携していきます。	教育指導課

2-2 こどもの居場所づくりの推進

各小学校区に設置している児童館等において、放課後や長期休暇中の子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりを強化していきます。

主な事業・事業概要	担当課
児童館 すべての小学校区に設置しています。児童が健康で情操豊かに成長できるよう、健全な遊びの場（居場所）を提供します。乳児から18歳まで誰でも利用することができます。	子育て共生課
放課後児童クラブ 保護者が就労等により昼間家庭にいないため、保育を必要とする町内小学校に就学している1年生から6年生の児童を対象に、遊びと生活の場を提供しています。	子育て共生課
学習スペースの確保 七本木児童館・神保原児童館において、中学生・高校生の居場所づくりの一環として、学習スペースを開設しています。	子育て共生課

2-3 いじめ、不登校等に関する支援の充実

いじめから子どもたちを守るとともに、悩みのある子どもにカウンセリングなどの必要な対応を行い、それぞれの個に応じた「心の居場所」の確保を図ります。

主な事業・事業概要	担当課
いじめ問題対策連絡協議会 いじめの防止、早期発見、関係機関との連携を図るため、いじめの状況把握や情報共有、意識啓発を行っています。	子育て共生課 教育指導課
校内アンケートの実施 毎月学校生活に関するアンケートを実施し、いじめに関する記載があった場合は個別に対応しています。	教育指導課
スクールカウンセラー 小中学校において児童生徒や保護者の相談を受けています。	教育指導課
スクールソーシャルワーカー 小中学校を訪問し、授業等を参観し児童生徒の様子や状況を把握しています。学校と共に家庭訪問や小学校1年生の保護者を対象とした面談も実施し、学校と連携しています。	教育指導課
さわやか相談員 中学校2校に配置し、生徒や保護者の相談を受け、教職員との連携を強化しています。	教育指導課
教育支援センター（本庄市） 児玉郡市で運営し、学校復帰に向けて個別の支援を実施し、多様な学びの場を確保しています。	教育指導課

基本目標3 こども・若者を応援するまちづくり

3-1 子育てにかかる経済的支援の充実

ニーズの高い子育て家庭への経済的支援について、国・県の制度を推進するとともに、町独自の切れ目のない経済的支援を充実させていきます。

主な事業・事業概要	担当課
保育料完全無償化 国の無償化制度に加え、町独自に0歳から2歳児の保育料を世帯の所得やこどもの人数に関係なく無償化します。	子育て共生課
こども医療 こどもの健康と福祉の増進を図ることを目的とし、出生または転入から18歳の年度末までの医療費の一部補助を行っています。	健康保険課
児童手当 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を目的として、18歳の年度末までの児童を養育している父母等に手当を支給します。	子育て共生課
ひとり親医療 母子家庭の母や父子家庭の父、または親がいないため親に代わってその児童を養育している方等と、18歳の年度末までにある児童（一定の障害のある児童については20歳未満）が、医療保険制度で医療機関等にかかった場合に、支払った医療費の一部を申請に基づいて支給します。	子育て共生課 健康保険課
児童扶養手当 父母の離婚、死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていないこどもや、父または母に一定の障害のある児童の家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、こどもの福祉の増進を図ることを目的として手当を支給します。	子育て共生課
第3子以降の副食費補助 国の副食費免除の対象外の児童のうち、第3子以降（第1・2子の年齢は問いません）の副食費について補助します。	子育て共生課
出産祝金・出産祝品 上里町で生まれた新生児の保護者を対象に、出産祝金及び出産祝品を支給します。祝品は埼玉県産木材を使用したイスや食器等3種類から選ぶことができます。	子育て共生課
若者の未来応援給付金 人生の節目である、中学校卒業にあたる年齢と高等学校卒業にあたる年齢の若者に、その輝ける未来を応援し、今後の活躍の一助としていただくため、給付金を支給します。	子育て共生課

3-2 情報発信と相談体制の充実

子育てに必要な情報提供と相談体制を充実させ、地域における見守り体制の強化を図り、子育て家庭の精神的な不安や孤立の解消につなげていきます。

主な事業・事業概要	担当課
こども家庭センター 母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦や子育て世帯、こどもへ切れ目ない相談支援を行います。必要に応じて、こども家庭支援員や虐待支援専門員が、関係機関と連携しながら、対象者にとって最適な支援を考えていきます。	子育て共生課 健康保険課
地域子育て支援拠点 乳幼児及びその保護者が相互の交流を図る場所として、子育て支援センターを設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行うことにより、育児不安の解消につなげます。町内2か所で開催しています。	子育て共生課
上里町公式子育て支援アプリ 予防接種スケジュールの作成、医療機関の検索や子育て支援情報の提供、母子手帳機能などを備えた「かみさと子育てアプリ」を運用していきます。	子育て共生課

3-3 青少年育成事業の充実

こども・若者が地域と連携し、多様な体験・交流活動を通じて健全に成長できるよう支援していきます。

主な事業・事業概要	担当課
青少年相談員 こども育成会、児童に関する行事協力や自主事業等により、地域活動や青少年健全育成に資する活動をしていきます。	子育て共生課
青少年非行防止パトロール 青少年の健全育成及び非行防止を図り、夏休み期間等に、商業施設や公園などにおいて夜間パトロールを実施しています。	子育て共生課

基本目標4 こどもの権利が守られ個性を伸ばせるまちづくり

4-1 こども・若者が意見を表明できる機会の確保

こども・若者を社会の一員として尊重し、まちづくりに参画できるよう、意見を表明できる機会を確保します。

主な事業・事業概要	担当課
こどもまんなか応援サポーター宣言 町は、こども大綱で示された「こどもまんなか社会」に賛同し、こどもまんなか応援サポーターとして宣言を行いました。こどもたちのために何が最も良いことを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現していきます。	子育て共生課 他
児童・生徒との意見交換会、明るい町づくりの意見発表会 こどもたちがまちづくりについて考え、意見を発表する場を設け、その意見を町政運営に取り入れていきます。	教育指導課 コミュニティ協議会
二十歳の集い実行委員と町長の座談会 町長が二十歳を迎える若者と対談を行い、若者の意見をまちづくりに取り入れていきます。	生涯学習課

4-2 多様性を尊重できるまちづくりの推進

性別や国籍等に関わらず、一人ひとりの権利が尊重され、個性や能力が発揮できる社会の実現を目指します。

主な事業・事業概要	担当課
男女共同参画推進事業 男女が互いに人権を尊重し、「女性」や「男性」というイメージにあてはめてしまうことなく、一人ひとりが持っている個性や能力を十分に発揮できる豊かな社会を目指し、情報の発信や講座の開催をしていきます。	子育て共生課
国際化への対応 全小中学校にALT（外国語指導助手）を派遣し、英語教育及び国際化教育を推進します。また、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒に対して、日本語指導の充実を図ります。	教育指導課
人権啓発・教育の推進 人権について正しく理解し、あらゆる人権課題の解決に向けて、人権啓発・教育事業を推進します。	子育て共生課 教育指導課
いのちの大切さ講座 こどもたちに「いのちの大切さ」「生まれてきたことの喜び」を感じてもらうため、小学校5年生を対象に、妊娠、出産等に関する講座を実施します。	子育て共生課 健康保険課

4-3 発達が気になる子どもへの支援の充実

子どもの発育、発達に不安がある保護者や施設等への相談に対応し、支援につなげていきます。

主な事業・事業概要	担当課
こどもの発達に関する相談事業 運動や言葉の発達がゆっくりである児童、集団になじめない児童について、保護者の相談への対応や指導を行います。	健康保険課
子ども発達支援巡回事業 臨床心理士、言語聴覚士、相談支援専門員、保健師による保育所等の訪問を実施し、発達面で気になる児童について専門職からアドバイス等を行います。	子育て共生課 健康保険課

4-4 障害のある子どもへの支援の充実

障害のある子どもが安心して地域で生活できるよう、こどもの特性に応じた支援をしていきます。

主な事業・事業概要	担当課
特別児童扶養手当 20歳未満で、身体又は精神に政令で定める程度の障害のある児童を監護する父、もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に手当を支給します。	子育て共生課
障害児通所支援 障害児を対象に日常生活での基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練等を行う施設への通所支援等を行います。	町民福祉課
医療的ケア児への支援 医療的ケアが必要な児童を支援し、健やかな発育を促すため、教育・保健・医療・福祉の各分野が連携して支援していきます。	町民福祉課 子育て共生課 健康保険課

4-5 こどもの貧困に関する支援の充実

こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備や教育の機会均等を図ります。

主な事業・事業概要	担当課
就学支援制度 経済的理由により就学が困難な児童生徒に対し、必要な経費（学用品、学校給食費など）の一部を支給し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	教育総務課
上里っ子ジャンプ教室 塾に通っていない小学校6年生を対象に、放課後に学校での学習に係る予習及び復習の支援を実施します。	教育指導課
中学生学力アップ教室 塾に通っていない町内の中学校に通う3年生を対象に、放課後に学校での学習に係る予習及び復習を中心に支援を行います。	教育指導課
フードドライブ事業、フードバンク事業 生活困窮者に対し緊急的に食料を提供し、当座の生活を維持するための取組を行います。	町民福祉課 社会福祉協議会
こども食堂への支援 町内でこども食堂を実施している団体に対し、活動の周知や協力を行い、自主的な活動が広がる環境づくりに取り組んでいきます。	町民福祉課 子育て共生課 社会福祉協議会

4-6 児童虐待・ヤングケアラーに関する支援の充実

児童虐待の発生予防、早期発見及び早期対応、またこどもが遊びや学びの機会を奪われることのないよう関係機関との連携を強化していきます。

主な事業・事業概要	担当課
こども家庭センター（再掲） 母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦や子育て世帯、こどもへ切れ目ない相談支援を行います。必要に応じて、こども家庭支援員や虐待支援専門員が、関係機関と連携しながら、対象者にとって最適な支援を考えていきます。	子育て共生課 健康保険課
子育て世帯訪問支援事業 要支援児童・要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に訪問を行い、家事・養育に関する援助等を行います。	子育て共生課

第5章 教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保 (第3期上里町子ども・子育て支援事業計画)

1 教育・保育提供区域の設定

本町の教育・保育提供区域の設定にあたっては、区域内の量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細かなニーズ（勤務状況に合わせた保育所利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できることなどのメリットから、第2期上里町子ども・子育て支援事業計画（令和2年3月策定）では、町全域を1つの区域としており、今回の第3期計画においてもこの区域設定を継続します。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策等

国から示された基本指針等に沿って、幼児期の教育・保育について「量の見込み」を定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の確保方策及び実施時期を設定します。

1-1 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

図表 37 幼児期の教育・保育

支給認定区分			対象事業	事業概要
1号	子どもが満3歳以上	専業主婦(夫)家庭、就労時間が短い家庭	・特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園)	認定こども園(幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設)及び幼稚園で、教育標準時間(1日4時間程度)の教育を実施します。
2号	子どもが満3歳以上	共働きであるが、幼稚園等の利用を希望する家庭		幼稚園等で、教育標準時間(1日4時間程度)の教育を実施するとともに、預かり保育を実施します。
	子どもが満3歳以上	共働きの家庭	・特定教育・保育施設(認定こども園、保育所) ・認可外保育施設(企業主導型保育施設の地域枠等※1)	認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間(1日11時間)までの利用に対応します。また、両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間(1日8時間)までの利用に対応します。
3号	子どもが満3歳未満	共働きの家庭	・特定教育・保育施設(認定こども園、保育所) ・特定地域型保育事業 ・一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)※2 ・認可外保育施設(企業主導型保育施設の地域枠)	フルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間(1日11時間)までの利用に対応します。また、両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間(1日8時間)までの利用に対応します。さらに、特定地域型保育事業(定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)等で、上記と同様に対応します。

※1 企業主導型保育施設は、企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設のことで、従業員以外の子どもを受け入れる枠(地域枠)を設けることができます。

※2 一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)は、幼稚園において保育を必要とする2歳児を定期的に受け入れる事業です。

1-2 量の見込みと確保方策等

幼児期の教育・保育の量の見込み、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

本町の場合は、勤務場所等の都合で町外の保育所等を希望し利用する（広域利用）保護者が比較的多い傾向にあります。そのため、量の見込みと確保方策に生じる差については、保育入所の円滑化の実施や近隣市町の広域利用により解消を図ります。

(1) 1号認定

1号認定（3歳以上保育の必要なし。保育の必要ありで幼稚園希望を含む）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）、確認を受けない幼稚園（新制度に未移行の幼稚園）による確保方策等を次のとおり設定します。

図表 38 1号認定（3歳以上保育の必要なし。保育の必要ありで幼稚園希望を含む）〈単位：人〉

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（必要利用定員総数）	172	167	150	140	133
確保方策	335	335	335	335	335
特定教育・保育施設	30	30	30	30	30
確認を受けない幼稚園	305	305	305	305	305

(2) 2号認定

2号認定（3歳以上保育の必要あり）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）、認可外保育施設による確保方策等を次のとおり設定します。

図表 39 2号認定（3歳以上保育の必要あり）〈単位：人〉

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（必要利用定員総数）	404	395	356	334	319
確保方策	379	379	383	383	383
特定教育・保育施設	379	379	383	383	383
認可外保育施設	0	0	0	0	0

(3) 3号認定

3号認定（3歳未満保育の必要あり）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）、認可外保育施設による確保方策等を次のとおり設定します。

図表 40 3号認定（3歳未満保育の必要あり）〈単位：人〉

(0歳)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（必要利用定員総数）	68	68	69	70	70
確保方策	53	53	55	55	55
特定教育・保育施設	53	53	55	55	55
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0

(1・2歳)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（必要利用定員総数）	231	219	235	240	244
確保方策	208	208	212	212	212
特定教育・保育施設	208	208	212	212	212
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0

(4) 0～2歳児童の保育利用率

国から示された基本指針等に従って、計画期間における保育を希望する0～2歳児童の割合を次のとおり定めます。

図表 41 0～2歳児童の保育利用率〈単位：人、％〉

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童人口（0～2歳）	445	425	439	437	434
保育所等利用定員数	261	261	267	267	267
保育利用率	58.7	61.4	60.8	61.1	61.5

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。

なお、量の見込みは第2期計画期間の事業実績や推計児童人口等に基づき設定し、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

1-1 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

図表 42 地域子ども・子育て支援事業

	事業	事業概要	対象年齢等
1	利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。 ○基本型・・・子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や子育て支援事業の利用支援、関係機関との連絡調整等を行います。 ○特定型・・・子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行います。 ○母子保健型・・・保健センター等において保健師等が情報提供や支援プランの策定等を行います。 ○こども家庭センター型・・・すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や、多様なニーズに対応できるような体制整備を行います。	0～5歳、 小学1～6年生
2	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所（子育て支援センター等）を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	0～2歳
3	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	妊婦
4	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。	0歳
5	養育支援訪問事業	要保護児童対策協議会で対応された様々な原因で子育てが困難になっている家庭に対して、家庭を訪問し、適切な養育や安定した生活基盤が整えられるよう、個々の状況に応じた相談、指導、支援を行うほか、その関連機関の専門性強化や連携強化のための取組を行う事業です。	若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等
6	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業です。 ○短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）・・・緊急一時的に児童を養育・保護する事業 ○夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）・・・平日の夜間又は休日に児童を保護する事業	0～18歳

	事業	事業概要	対象年齢等
7	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。	0～5歳、 小学1～6年生
8	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。	幼稚園型 3～5歳 (幼稚園在園児)
			幼稚園型以外 0～5歳
9	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化、勤務時間や就労時間の長時間化に伴う保育ニーズに対応するため、保育所等に在園する児童を、通常の保育時間を延長して保育する事業です。	0～5歳
10	病児・病後児保育事業	子どもが病気又は病気の回復期にあつて、集団での教育・保育や家庭での保育が困難な場合に、適切な保育環境が確保される施設で一時的に預かる事業です。	0～5歳、 小学1～6年生
11	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が労働などにより昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。	小学1～3年生、 小学4～6年生
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	生活保護世帯など、世帯の所得状況等を勘案して、教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用、並びに幼児教育・保育の無償化に伴い私学助成幼稚園における給食副食費について、保護者が負担する費用の一部を国の補助制度に基づき助成する事業です。	低所得で生計が困難である保護者の子ども
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	幼稚園、保育所などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育所などの設置又は運営を促進するための事業です。	新規参入施設等の事業者
14	子育て世帯訪問支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等
15	児童育成支援拠点事業	養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。	養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童
16	親子関係形成支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。	要支援児童、要保護児童及びその保護者
17	妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。	妊産婦
18	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保護者の就労を問わず、保育所等に入園していない0歳6か月から3歳未満を対象として、月10時間まで時間単位で柔軟に保育所などを利用できる事業です。	保育所等に入園していない0歳6か月から3歳未満
19	産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。	出産後1年以内の母子

1-2 量の見込みと確保方策等

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

(1) 利用者支援事業

利用者支援事業は、子ども・子育て支援に係る情報提供、利用希望に基づく相談について、子ども又は子どもの保護者が身近な場所で必要なときに支援が受けられる事業を行います。

町の子育て共生課及び上里町保健センター内に設置したこども家庭センターにおいて、本事業を実施します。

図表 43 利用者支援事業〈単位：か所〉

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保方策	こども家庭センター型	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。

平成31年度に開設した子育て支援センターを含め、町内2か所で実施します。

図表 44 地域子育て支援拠点事業〈単位：人日／年〉

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,639	2,589	2,540	2,492	2,444
確保方策	2,639	2,589	2,540	2,492	2,444

(3) 妊婦健康診査

妊婦健康診査は、母子保健法第13条で、自治体が必要に応じて妊婦に対して健康診査を行うことを規定されていることを根拠に実施している事業です。

図表 45 妊婦健康診査〈単位：人／年〉

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		166	165	163	162	160
確保方策	実施場所	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関
	実施体制	委託	委託	委託	委託	委託
	検査項目	県内統一検査項目	県内統一検査項目	県内統一検査項目	県内統一検査項目	県内統一検査項目
	実施時期	随時	随時	随時	随時	随時

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいる家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

図表 46 乳児家庭全戸訪問事業 〈単位：人 / 年〉

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	143	142	141	141	139
確保方策	実施体制	5	5	5	5
	実施機関	上里町	上里町	上里町	上里町
	委託団体	なし	なし	なし	なし

(5) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

令和6年度現在、事業としては未実施で、保健師や担当部署の職員が同様の業務を行っており、今後は需要に応じて事業実施を検討します。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業（ショートステイ）は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。

図表 47 子育て短期支援事業（ショートステイ）〈単位：人日／年〉

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保方策	5	5	5	5	5

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の就学児童対象部分

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）は、児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

図表 48 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）〈単位：人日／年〉

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	237	237	237	237	237
確保方策	237	237	237	237	237

(8) 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

①幼稚園在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

図表 49 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）〈単位：人日／年〉

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,692	1,794	1,901	2,014	2,135
確保方策	1,692	1,794	1,901	2,014	2,135

②保育所その他の場所での一時預かり（幼稚園型以外）

図表 50 保育所その他の場所での一時預かり〈単位：人日／年〉

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	295	330	369	412	460
確保方策	295	330	369	412	460
一時預かり事業	265	300	339	382	430
子育て援助活動支援事業	30	30	30	30	30
子育て短期支援事業	0	0	0	0	0

(9) 延長保育事業

延長保育事業は、保育認定を受けた子どもについて、通常の保育時間外に認定こども園、保育所等の保育を実施する事業です。

図表 51 時間外保育事業（延長保育事業）〈単位：人／月〉

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	137	137	137	137	137
確保方策	137	137	137	137	137

(10) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

図表 52 病児・病後児保育事業〈単位：人日／年〉

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	25	25	25	25	25
確保方策	25	25	25	25	25
病児・病後児保育事業	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	25	25	25	25	25

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、遊びを主とする健全育成活動を行う事業です。

図表 53 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）〈単位：人／週〉

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	365	372	383	390	394
1年生	101	97	103	101	97
2年生	97	101	97	104	101
3年生	88	93	96	93	99
4年生	41	39	44	48	48
5年生	22	25	24	26	29
6年生	16	17	19	18	20
確保方策	395	395	395	395	395

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、各施設事業者において実費徴収を行うことができることとされている①食事の提供に要する費用及び②日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

図表 54 実費徴収に係る補足給付を行う事業〈単位：人／年〉

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	338	338	338	338	338
確保方策	338	338	338	338	338

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業は、幼稚園、保育所等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育所等の設置又は運営を促進するための事業です。

令和6年度現在、事業は未実施であり、必要に応じて新規参入の事業者を支援します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

図表 55 子育て世帯訪問支援事業〈単位：人日／年〉

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	60	60	60	60	60
確保方策	60	60	60	60	60

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。

令和6年度現在、事業としては未実施で、今後需要に応じて事業実施を検討しつつ、必要に応じて新規参入の事業者の支援も行っています。

(16) 親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。

令和6年度現在、事業としては未実施で、今後需要に応じて事業実施を検討しつつ、必要に応じて新規参入の事業者の支援も行っています。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。

図表 56 妊婦等包括相談支援事業〈単位：回／年〉

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	140	137	134	131	125
確保方策	140	137	134	131	125

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労を問わず、保育所等に入園していない0歳6か月から3歳未満を対象として、月10時間まで時間単位で柔軟に保育所などを利用できる事業です。

図表 57 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）〈単位：回／年〉

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	—	13	13	13	13
確保方策	—	13	13	13	13

(19) 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。

図表 58 産後ケア事業〈単位：人／年〉

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保方策	5	5	5	5	5

4 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

本町は、保育所と幼稚園でこれまで培ってきた知識・技能を活かしつつ、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供します。

質の高い教育・保育の一体的な提供にあたっては、需給バランスを考慮しながら、基本的には施設及び運営事業者の意向を尊重し、既存施設の認定こども園への移行を積極的に推進することで、保護者の就労の有無に関わらず地域の子どもや家庭が利用できる施設として、育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができるようにします。

また、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を図り、いわゆる小1プロブレムを解消するため、保幼小連絡協議会を充実します。

5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

本町は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、特定地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設、特定地域型保育事業を推進します。

6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携

本町は、児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、子育て世代包括支援センターや今後整備を検討する子ども家庭総合支援拠点を通じて、町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

7 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

本町は、仕事と生活の調和の実現のために、働き方改革を促進するため、県、地域の企業、労働者団体、労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

8 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

本町は、幼稚園、保育所、認定こども園でこれまで培ってきた知識・技能を活かしつつ、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供するため、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化しつつ、町内の施設全体として、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

また、幼児教育・保育等における専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有する専門職（幼児教育アドバイザー）を育成・確保し、配置するための体制整備に取り組みます。

9 外国につながる幼児への支援・配慮

町では、多文化共生の推進をしており、外国語による町ホームページの翻訳など、行政サービスの多言語化・多文化対応を進めるとともに、子どもも含めた外国人住民の生活課題の把握に努めながら、きめ細やかな生活支援を推進します。

また、本町の特色として日系ブラジル人を中心に約1,000人の外国人が生活しており、町内の保育施設等に通う外国人の子どもに対してもどのような支援が必要か検討を進めます。

今後も国際化の進展を踏まえて、地域における外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえつつ、本町で安心して出産や子育てができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対する支援を検討します。

10 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月から、国における幼児教育・保育の無償化が開始され、幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を対象として、その対象施設等を利用した際の費用を支給する「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

新たに始まった施設等利用給付については、円滑に給付事務を実施するため、保護者の経済的負担の軽減や利便性を考慮しつつも、適正に施設の確認、給付認定、給付決定を行います。

また、施設の確認、公示、指導監査等については、県と情報共有、連携し、円滑な施設等利用給付の実施に努めます。

第6章 計画の推進に向けて

1 推進の体制

本計画の推進にあたって、町内の関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所・幼稚園・認定こども園などの子ども・子育て支援事業者、学校、企業、町民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

2 計画の達成状況の点検及び評価

本計画に定めた各種事業は、その進捗状況を毎年度点検・評価します。

点検・評価にあたっては、「上里町子ども・子育て会議」がその中心を担い、結果は町民へ公表します。